

④ 相続税の申告書の記載例

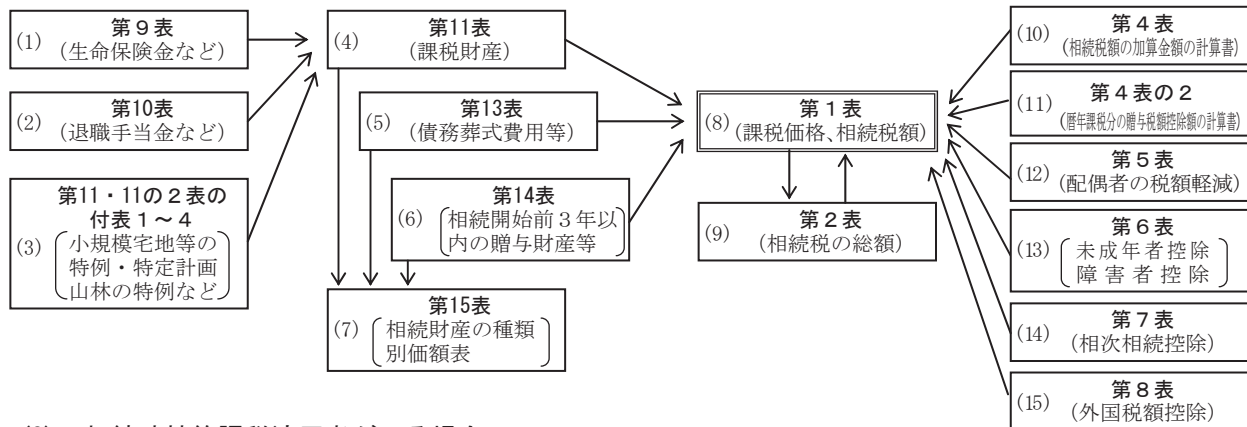
1 申告書の記載の順序について

(1) 一般の場合

- ① 相続税のかかる財産（「課税財産」といいます。）及び被相続人の債務等について、第9表から第15表を作成します。
 (注) 作成に当たり課税財産の評価が必要なものについては、「土地及び土地の上に存する権利の評価明細書」、「取引相場のない株式（出資）の評価明細書」等を最初に作成しておきます。
- ② 課税価格の合計額及び相続税の総額を計算するため、第1表、第2表を作成します。
- ③ 税額控除の額を計算するため、第4表から第8表までを作成し、第1表に税額控除額を転記し各人の納付すべき相続税額を算定します。

この順序を図にしますと、次のとおりとなります（(1)から(15)までの順序で各表を記載していきます。）。

(注) 一般の場合とは、ここでは、相続時精算課税適用者（1ページ参照）又は相続税の納税猶予等の特例（21、25、30、35、39ページ参照）の適用を受ける人がいない場合をいいます。



(2) 相続時精算課税適用者がいる場合

- イ 納付すべき税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 「第11表」のほか、相続時精算課税適用財産の明細の記載及び相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算をする「第11の2表」を作成します。
- ロ 還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合
 - ① 上記イのとおりです。
 - ② 「第1表」のほか、還付される税額の受取場所の記載をする「第1表の付表2」を作成します。

(3) 相続税の納税猶予等の特例の適用を受ける人がいる場合

- イ 農地等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける農業相続人がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第3表」、「第8表」、「第12表」を作成します。
- ロ 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第8の2表」、「第8の2表の付表1」、「第8の2表の付表2」、「第8の2表の付表3」を作成します。
- ハ 山林についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける林業経営相続人がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第8の3表」、「第8の3表の付表」を作成します。
- ニ 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける相続人等がいる場合
 (1)に掲げる表のほか、「第8の4表」、「第8の4表の付表」を作成します。
- ホ イ、ロ、ハ又はニのうち2以上に該当する者がいる場合
 イ、ロ、ハ又はニに掲げる表のほか、「第8の5表」を作成します。

(注) 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人である特定贈与者の死亡の日からその相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合や相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合の相続税の申告書の記載方法等については、税務署にお尋ねください。

2 具体的な記載例について

次ページ以降に一般的な相続税の申告書の記載例を掲載しています。

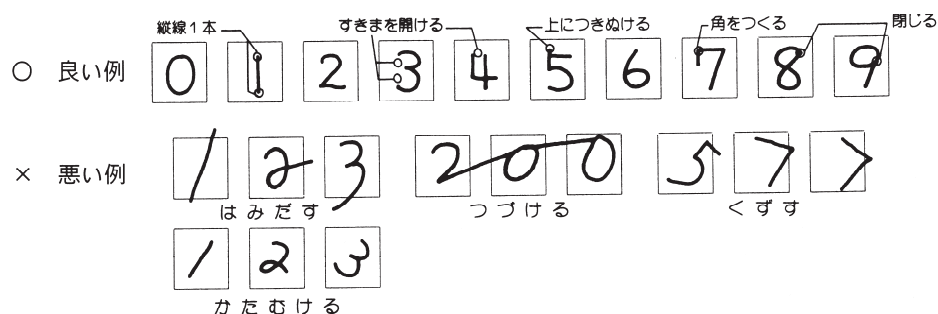
なお、相続税の申告書の様式については、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】からダウンロードすることができます。過去の年分の申告書についても掲載していますのでご利用ください。

申告書の作成

申告書の作成に当たっては、黒ボールペンを使用してください。

申告書「第1表」、「第1表（続）」、「第11・11の2表の付表1」、「第11・11の2表の付表1（続）」、「第15表」及び「第15表（続）」は、機械で読み取りますので、折り曲げないようにお願いします。

また、これらの記載に当たっては、記載例の書体例にならって、枠内に記入願います。



Q&A 具体的な相続税額は？

問： 具体的な相続税額はどれくらいになるのでしょうか。

答： 被相続人の遺産の内容や法定相続人の人数、また、遺産分割の状況により相続税額は異なりますので一概にお答えすることはできませんが、被相続人の遺産を相続人が法定相続分により相続したと仮定しますと、次の表のとおりとなります。

遺産の価額		5 千万円	1 億円	2 億円	3 億円	5 億円
相続人	配偶者と子供 1 人	0 万円 40 万円	0 万円 385 万円	0 万円 1, 670 万円	0 万円 3, 460 万円	0 万円 7, 605 万円
	配偶者と子供 2 人	0 万円 5 万円 5 万円	0 万円 158 万円 158 万円	0 万円 675 万円 675 万円	0 万円 1, 430 万円 1, 430 万円	0 万円 3, 278 万円 3, 278 万円
配偶者と子供 3 人	配偶者 子 子 子	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
		0 万円	87 万円	406 万円	847 万円	1, 987 万円
		0 万円	87 万円	406 万円	847 万円	1, 987 万円
		0 万円	87 万円	406 万円	847 万円	1, 987 万円
配偶者と子供 4 人	配偶者 子 子 子 子	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円	0 万円
		0 万円	56 万円	281 万円	588 万円	1, 375 万円
		0 万円	56 万円	281 万円	588 万円	1, 375 万円
		0 万円	56 万円	281 万円	588 万円	1, 375 万円
		0 万円	56 万円	281 万円	588 万円	1, 375 万円

(注) 1 遺産の価額は、各人の相続税の課税価格の合計額（遺産に係る基礎控除額控除前の金額）です。

2 相続税額の計算に当たっては、配偶者の税額軽減を適用し、税額は 1 万円未満を四捨五入しています。

申告される方のマイナンバー（個人番号）を左端を空欄にした上で記入してください。

フリガナ、生年月日は必ず記入してください。

相続開始の日における職業・役職を記入してください。

相続開始の日における年齢を記入してください。

相続税の申告書

春日部 税務署長		平成29年 5 月 11 日		F D 3 5 5 7	
30 年 2 月 2 日 提出		※申告期限延長日		年 月 日	
フリガナ		各 人 の 合 計		財 産 を 取 得 し た 人	
氏 名		コクセイ タロウ		コクセイ ハナコ	
個人番号又は法人番号		国税 太郎		国税 花子	
生 年 月 日		昭和18 年 10 月 19 日 (年齢 73 歳)		昭和25 年 9 月 21 日 (年齢 66 歳)	
住 所		埼玉県春日部市		〒344-XXXX 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	
(電 話 番 号)		〇〇〇〇3丁目5番16号		(XXX - XXX - XXX)	
被相続人との続柄		〇〇商事 代表取締役		妻	
取 得 原 因		該当する取得原因を○で囲みます。		(相続)・遺贈・相続時精算課税に係る贈与	
※ 整 理 番 号					
取得財産の価額 (第11表3)		① 4 9 8 3 9 2 1 5 1 円		① 2 5 6 6 4 6 3 5 0 円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)		② 2 4 6 2 6 0 3 5		②	
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)		③ 2 7 4 1 5 9 4 0		③ 3 3 5 9 6 0 0	
純資産価額 (①+②-③) (赤字のときは0)		④ 4 9 5 6 0 2 2 4 6		④ 2 5 3 2 8 6 7 5 0	
純資産価額に算入される贈与財産価額 (第14表1④)		⑤ 3 0 0 0 0 0 0		⑤ 1 0 0 0 0 0 0	
課税価格 (④+⑤) (1,000円未満切捨て)		⑥ 4 9 8 6 0 0 0 0 0		⑥ 2 5 4 2 8 6 0 0 0	
法定相続人の数		3 人		左の欄には、第2表の②欄の②の人数及び⑥の金額を記入します。	
相続税の総額		⑦ 1 3 0 5 0 5 0 0 0 円		左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。	
一般の場合 (⑧の場合を除く)		⑧ 1 0 0		⑧ 0 5 1	
農地等納税猶予を受ける場合		⑨ 1 3 0 5 0 5 0 0 0 円		⑨ 6 6 5 5 7 5 5 0 円	
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑥)		⑩		⑩	
暦年課税分の贈与税額控除額 (第4表の2A)		⑪ 9 0 0 0 0		⑪	
配偶者の税額軽減額 (第5表⑤又は⑥)		⑫ 6 5 2 5 2 5 0 0		⑫ 6 5 2 5 2 5 0 0	
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)		⑬		⑬	
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)		⑭		⑭	
相次相続控除額 (第7表③又は⑧)		⑮ 4 2 5 0 0 0		⑮ 2 1 7 2 0 4	
外国税額控除額 (第8表1⑧)		⑯		⑯	
計		⑰ 6 5 7 6 7 5 0 0		⑰ 6 5 4 6 9 7 0 4	
赤 字 税 額 (⑰+⑱-⑲)又は⑲+⑲-⑲ (赤字のときは0)		⑱ 6 4 7 3 7 5 0 0		⑱ 1 0 8 7 8 4 6	
相続時精算課税の贈与税額控除額 (第11の2表⑧)		⑲ 0 0		⑲ 0 0	
医療法人持分税額控除額 (第8の2表B)		⑳		㉑	
小 計 (⑱-⑲-⑳)		㉒ 6 4 7 3 7 4 0 0		㉒ 1 0 8 7 8 0 0	
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)		㉓ 0 0		㉓ 0 0	
株式等納税猶予税額 (第8の2表2⑩)		㉔ 0 0		㉔ 0 0	
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)		㉕ 0 0		㉕ 0 0	
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)		㉖ 0 0		㉖ 0 0	
申告期限までに納付すべき税額 (㉒-㉓-㉔-㉕-㉖)		㉗ 6 4 7 3 7 4 0 0		㉗ 1 0 8 7 8 0 0	
還付される税額		㉘		㉘	
申告区分		年分		グループ番号	
名簿番号		申告年月日		補完番号	
作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号		税理士法第30条の書面提出有		税理士法第33条の2の書面提出有	

第1表（平成29年分以降用）

②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表⑨）があるときは②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署 通日付印 年月日 (確認者印)

⑫から⑰までの税額控除のうち先順位の税額控除をしてその控除後の税額が「0」の場合又は赤字の場合には、後順位の税額控除をすることなく、⑲欄の税額は「0」となります。

赤字となる場合には左端に△を付してください。

(⑲欄の金額-⑲欄の金額)が黒字の場合で、(⑲欄の金額-⑲欄の金額-⑲欄の金額)が赤字のときには、⑲欄の小計は「0」となります。なお、(⑲欄の金額-⑲欄の金額)が「0」の場合又は赤字の場合には、㉒欄の医療法人持分税額控除額は「0」となります。

相続税の申告書を作成された税理士の方へ
税理士法第30条(税務代理の権限の明示)、第33条の2(計算事項、審査事項等を記載した書面の添付)に規定する書面を作成し、申告書と併せて提出される場合には、該当する□の中にレ印の記入をお願いします。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

申告される方のマイナンバー（個人番号）を左端を空欄にした上で記入してください。

相続税の申告書(続)

F D 3 5 5 8

※申告期限延長日		年	月	日	※申告期限延長日		年	月	日
○フリガナは、必ず記入してください。									
フリガナ					フリガナ				
氏 名					氏 名				
コクセイ イチロウ					セイム サチコ				
氏 名					氏 名				
個人番号又は法人番号					個人番号又は法人番号				
生 年 月 日					生 年 月 日				
住 所					住 所				
(電 話 番 号)					(電 話 番 号)				
被相続人との続柄					被相続人との続柄				
取 得 原 因					取 得 原 因				
※ 整 理 番 号					※ 整 理 番 号				
取得財産の価額(第11表③)					取得財産の価額(第11表③)				
相続時精算課税適用財産の価額(第11表⑦)					相続時精算課税適用財産の価額(第11表⑦)				
債務及び葬式費用の金額(第13表③⑦)					債務及び葬式費用の金額(第13表③⑦)				
純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)					純資産価額(①+②-③)(赤字のときは0)				
純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表①④)					純資産価額に算入される暦年課税分の贈与財産価額(第14表①④)				
課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)					課税価格(④+⑤)(1,000円未満切捨て)				
法定相続人の数					法定相続人の数				
相続税の総額					相続税の総額				
一般の場合(⑩の場合を除く)					一般の場合(⑩の場合を除く)				
農業相続人がいる場合には⑩+⑪-⑬で計算します。					農業相続人がいる場合には⑩+⑪-⑬で計算します。				
税 額					税 額				
配偶者の税額軽減額(第5表⑤又は⑥)					配偶者の税額軽減額(第5表⑤又は⑥)				
未成年者控除額(第6表①②、③又は⑥)					未成年者控除額(第6表①②、③又は⑥)				
障害者控除額(第6表②②、③又は⑥)					障害者控除額(第6表②②、③又は⑥)				
相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)					相次相続控除額(第7表⑬又は⑭)				
外国税額控除額(第8表①⑧)					外国税額控除額(第8表①⑧)				
計					計				
差引(⑨+⑪-⑬)又は⑩+⑪-⑬(赤字のときは0)					差引(⑨+⑪-⑬)又は⑩+⑪-⑬(赤字のときは0)				
相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11表②表⑧)					相続時精算課税分の贈与税額控除額(第11表②表⑧)				
医療法人持分税額控除額(第8表④表2B)					医療法人持分税額控除額(第8表④表2B)				
小 計(⑨+⑪-⑬)又は⑩+⑪-⑬(赤字のときは0)					小 計(⑨+⑪-⑬)又は⑩+⑪-⑬(赤字のときは0)				
農地等納税猶予税額(第8表②⑦)					農地等納税猶予税額(第8表②⑦)				
株式等納税猶予税額(第8表②⑧)					株式等納税猶予税額(第8表②⑧)				
山林納税猶予税額(第8表③表2⑧)					山林納税猶予税額(第8表③表2⑧)				
医療法人持分納税猶予税額(第8表④表2A)					医療法人持分納税猶予税額(第8表④表2A)				
申告税額(②-⑤-⑥)					申告税額(②-⑤-⑥)				
申告期限までに納付すべき税額					申告期限までに納付すべき税額				
還付される税額					還付される税額				
申告区分					申告区分				
グループ番号					グループ番号				
申告年月日					申告年月日				

第1表(続) (平成29年分以降用)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の金額は、②欄の金額に②欄の金額を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11表②表⑨)があるときは、②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

農業相続人がいる場合には、⑩欄に算出税額を記入します。この場合、⑧欄及び⑨欄を記入する必要はありません。

還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合には、受取場所を記載する「第1表の付表2」(82ページ)を作成します。

(資4-20-2-1-A4統一)第1表(続)(平29.7)

②欄の金額のうち贈与税の外国税額控除額(第11表②表⑨)がある場合の②欄の金額は、②欄の金額によらず、次の算式により計算します。

(算式)

②欄の金額-左記の金額のうち贈与税の外国税額控除額の金額

(注) 上記の算式で計算する場合の②欄の金額は、正の数として計算します。例えば、②欄の金額が△2,000千円で、そのうち贈与税の外国税額控除額(その人の第11表②表⑨の金額)が500千円である場合の還付される税額(②欄の金額)は、2,000千円-500千円=1,500千円となります。

納税義務等の承継に係る明細書 (兼相続人の代表者指定届出書)

第1表の付表1を提出される方のマイナンバー（個人番号）を左端を空欄にした上で記入してください。

第1表の付表1（平成28年分以降用）

税務署受付印

		被相続人			
この表は、次の①から③までに掲げる場合のいずれかに該当する場合に記入します。 ① 相続時精算課税適用者が被相続人である特定贈与者の死亡の日前に死亡している場合 ② 相続税の申告書を提出すべき者が被相続人の死亡の日から相続税の申告期限までの間に相続税の申告書を提出しないで死亡している場合 ③ 相続税の修正申告書を提出すべき者が相続税の修正申告書を提出しないで死亡している場合					
1 死亡した者の住所・氏名等					
住所	フリガナ		相続開始年月日	平成	年 月 日
2 死亡した者の納付すべき又は還付される税額		納付すべき税額 (相続税の申告書第1表の②の金額) 還付される税額 (相続税の申告書第1表の③の金額)		円	△
3 相続人等の代表者の指定 (相続税に関する書類を受領する代表者を指定するときに記入してください。)			相続人等の代表者の氏名		
4 限定承認の有無 (相続人等が限定承認しているときは、右の「限定承認」の文字を○で囲んでください。)					
(1) 住所	フリガナ		フリガナ		フリガナ
(2) 氏名	フリガナ		フリガナ		フリガナ
(3) 個人番号又は法人番号	個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記入してください。
(4) 職業及び被相続人との続柄	職業	続柄	職業	続柄	職業
(5) 生年月日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平	年 月 日	明・大・昭・平
(6) 電話番号					
(7) 承継割合	法定・指定		法定・指定		法定・指定
(8) 相続又は遺贈により取得した財産の価額	円		円		円
(9) 各人の(8)の合計	円				
(10) (8)の(9)に対する割合					
6 税額	A × B	納付すべき税額 (各人の100円未満切捨て)	00円	00円	00円
		還付される税額	△	円	△

整理番号	0	0	0	0
番号確認	身元確認			

第1表の付表1（平29.7）

(資4-20-1-2-A4統一)

⑥欄の各人ごとの金額について下の「相続税の速算表」を用いて計算した税額を記入します。

相続税の総額の計算書

被相続人

国税 太郎

第2表 (平成27年分以降用)

この表は、第1表及び第3表の「相続税の総額」の計算のために使用します。
なお、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合は、この表の④欄及び⑤欄並びに⑨欄から⑪欄までは記入する必要がありません。

① 課税価格の合計額		② 遺産に係る基礎控除額		③ 課税遺産総額	
④ (第1表 ⑥A)	円 498,600,000	⑤ (第3表 ⑥A)	3,000万円 + (600万円 × ⑥ (④の法定相続人の数) ⑦ 3人)	⑧ (③ - ②)	円 450,600,000
		⑨の人数及び⑩の金額を第1表⑪へ転記します。		⑫ (⑧ - ⑩)	円 ,000

④ 法定相続人 (注) 1 参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分		第1表の「相続税の総額⑦」の計算		第3表の「相続税の総額⑦」の計算	
---------------------	--	------------------------	--	------------------	--	------------------	--

氏 名	被相続人との続柄	⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分	⑥ 法定相続分に 応ずる取得金額 (③ × ⑤) (1,000円未満切捨て)	⑦ 相続税の総額の 基となる税額 (下の「速算表」 で計算します。)	⑧	⑨
国税 花子	妻	$\frac{1}{2}$	225,300,000	74,385,000		
国税 一郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	112,650,000	28,060,000		
税務 幸子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{2} = \frac{1}{4}$	112,650,000	28,060,000		
			,000			
			,000			
			,000			
			,000			
			,000			
			,000			
			,000			
法定相続人の数	④ 3人	合計 1	⑧ 相続税の総額 (⑦の合計額) (100円未満切捨て)	130,505,000	⑩	

法定相続分の合計が「1」になるか確認してください。

○被相続人に養子があるときは、遺産に係る基礎控除額を計算する場合の法定相続人の数に含めるその養子の数が制限される場合があります(2ページ参照)。この制限される場合における養子についても、「④法定相続人」欄に全員記入し、「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄には、次の記載例のように記入します。
なお、この例の場合、「④法定相続人」の最下欄の「法定相続人の数④」欄の人数は4人となります。

④法定相続人 (注) 1参照		⑤ 左の法定相続人に 応じた法定相続分	
氏 名	被相続人との続柄	法定相続分	
山田花子	妻	$\frac{1}{2}$	
山田太郎	長男	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
山田桜子	長女	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
山田一郎	養子	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{3} = \frac{1}{6}$	
山田二郎	養子		
法定相続人の数	④ 4人	合計	1

(注) 1 ④欄の記入に当たっては、被相続人に養子がある場合や相続の放棄があった場
ををご覧ください。
2 ⑧欄の金額を第1表⑦欄へ転記します。財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合は、⑧欄の金額を第1表
⑦欄へ転記するとともに、⑩欄の金額を第3表⑦欄へ転記します。

相続税の速算表

法定相続分に 応ずる取得金額	10,000千円 以下	30,000千円 以下	50,000千円 以下	100,000千円 以下	200,000千円 以下	300,000千円 以下	600,000千円 以下	600,000千円 超
税 率	10%	15%	20%	30%	40%	45%	50%	55%
控 除 額	一 千円	500千円	2,000千円	7,000千円	17,000千円	27,000千円	42,000千円	72,000千円

この速算表の使用方法は、次のとおりです。

⑥欄の金額×税率－控除額＝⑦欄の税額 ⑩欄の金額×税率－控除額＝⑪欄の税額

例えば、⑥欄の金額30,000千円に対する税額(⑦欄)は、30,000千円×15%－500千円＝4,000千円です。

○連帯納付義務について

相続税の納税については、各相続人等が相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与により受けた利益の価額を限度として、お互いに連帯して納付しなければならない義務があります。

第2表 (平29.7)

(資4-20-3-A4統一)

この表は、財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合に記入します。

財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合の
各人の算出税額の計算書

被相続人

第3表
(平成26年分以降用)

私は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての相続税の納税猶予の適用を受けます。		相続税の納税猶予の適用を受ける農業相続人の氏名			
		(歳)		(歳)	

被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がある場合には、特例農地等については農業投資価格によって課税財産の価額を計算することになりますので、その被相続人から財産を取得した全ての人は、この表によって各人の算出税額を計算します。

財産を取得した人の氏名		(各人の合計)				
課税価格の計算	取得財産 農業相続人 (第12表⑤)	①		円	円	円
	の価額 その他の人 (第1表①・第1表②)	②				
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③				
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④				
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤				
各人の算出税額の計算	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	A	, 000	, 000	, 000
	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦		00		
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧	1.00			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨		円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額 農業投資価格超過額(第12表③) 各人へのあん分割 (⑦×各人の⑧÷⑥)	⑩	00	(第1表の⑦の金額) 00円	-	(この表の⑦の金額) 00円
各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬					

農業相続人とその他の人では記入する欄が異なります。

農業相続人の氏名を必ず記入してください。

あん分割合に小数点以下2位未満の端数があるときは、全員の割合の合計が1.00になるように小数点以下2位未満の端数を調整して記入しても差し支えありません。

財産を取得した人の氏名					
課税価格の計算	取得財産 農業相続人 (第12表⑤)	①		円	円
	の価額 その他の人 (第1表①・第1表②)	②			
	債務及び葬式費用の金額 (第1表③)	③			
	純資産価額 (①-③)又は(②-③) (赤字のときは0)	④			
	純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額(第1表⑤)	⑤			
各人の算出税額の計算	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	, 000	, 000	, 000
	相続税の総額 (第2表⑪)	⑦			
	あん分割合(各人の⑥) A	⑧			
	算出税額 (⑦×各人の⑧)	⑨	円	円	円
	農業相続人の納税猶予の基となる税額 相続税の総額の差額 農業投資価格超過額(第12表③) 各人へのあん分割 (⑦×各人の⑧÷⑥)	⑩			
各人の算出税額 (⑨+⑫)	⑬				

(注) 1 「各人の算出税額の計算」の「農業相続人の納税猶予の基となる税額」欄は、農業相続人だけが記入します。
2 各人の⑬欄の金額を第1表のその人の「算出税額⑩」欄に転記します。
この場合、第1表の「一般の場合」の「あん分割合⑧」欄及び「算出税額⑨」欄の記入を行う必要はありません。

相続時精算課税適用者以外の人は記入を要しません。

相続税額の加算金額の計算書

被相続人

第4表
(平成28年分以降用)

1 相続税額の加算金額の計算

この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに、被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった直系卑属を含みます。）及び配偶者以外の人がある場合に記入します。

なお、相続や遺贈により取得した財産のうちに、租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額がある人は、下記「2 加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）」を作成します。

（注）一親等の血族であっても相続税額の加算の対象となる場合があります。詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表⑨又は第1表⑩の金額）	①	円	円	円	円
相受開帳等が 時々のに 精いた 算るまた 課人で（ 税でに 係に「被 係に「被 贈入に つ組入 しす 与相と 解す を統の消	被相続人の一親等の血族であつた期間内にその被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産の価額	②	円	円	円
	被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産などで相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①＋第1表②＋第1表⑤）	③			
	加算の対象とならない相続税額 （①×②÷③）	④			
	管理残額がある場合	加算の対象とならない相続税額 （下記「2」の⑬の金額）	⑤	円	円
相続税額の加算金額 （①×0.2）		⑥	円	円	円
ただし、上記②～⑤の金額がある場合には、 （（①-④-⑤）×0.2）となります。		⑥			

（注） 1 相続時精算課税適用者である孫が相続開始の時までに被相続人の養子となった場合は、「相続時精算課税に係る贈与を受けている人で、かつ、相続開始の時までに被相続人との続柄に変更があった場合」には含まれませんので②欄から④欄までの記入は不要です。

2 各人の⑥欄の金額を第1表のその人の「相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額⑪」欄に転記します。

2 加算の対象とならない相続税額の計算（管理残額がある場合）

この表は、加算の対象となる人のうちで、租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額で被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされたものがある人が記入します。

加算の対象となる人の氏名					
各人の税額控除前の相続税額 （第1表の⑨又は第1表の⑩の金額）	⑦	円	円	円	円
被相続人から相続や遺贈により取得したものとみなされる管理残額	⑧	円	円	円	円
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表①＋第1表②）	⑨				
債務及び葬式費用の金額 （第1表の③）	⑩				
⑨-⑩（赤字のときは0）	⑪				
被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、相続の開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産で相続税の課税価格に算入された財産の価額 （第1表の⑤）	⑫				
加算の対象とならない相続税額 ⑦× ⑧ ⑩+⑫ （⑦を超える場合には、 ⑦を上限とします。）	⑬	円	円	円	円

（注）各人の⑬欄の金額を上記「1 相続税額の加算金額の計算」のその人の⑤欄「下記「2」の⑬の金額」欄に転記します。

暦年課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第4表の2 (平成29年分用)

この表は、第14表の「1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細」欄に記入した財産のうち相続税の課税価額に加算されるものについて、贈与税が課税されている場合に記入します。

控除を受ける人の氏名		税務 幸子			
贈与税の申告書の提出先		税務署	税務署	税務署	税務署
被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合					
相続開始の年の前年分（平成28年分）	相続開始の年の前年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	①	円	円	円
	①のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	②			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「2」参照）	③			
	控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） （③×②÷①）	④			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前々年分（平成27年分）	相続開始の年の前々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑤	円	円	円
	⑤のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑥			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「3」参照）	⑦			
	控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） （⑦×⑥÷⑤）	⑧			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受ける財産（特例贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前々々年分（平成26年分）	相続開始の年の前々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額	⑨	円	円	円
	⑨のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した特例贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑩			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「4」参照）	⑪			
	控除を受ける贈与税額（特例贈与財産分） （⑪×⑩÷⑨）	⑫			
	被相続人から暦年課税に係る贈与によって租税特別措置法第70条の2の5第1項の規定の適用を受けない財産（一般贈与財産）を取得した場合				
相続開始の年の前々々々年分（平成25年分）	相続開始の年の前々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑬	円	円	円
	⑬のうち被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した一般贈与財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑭			
	その年分の暦年課税分の贈与税額（裏面の「5」参照）	⑮			
	控除を受ける贈与税額（一般贈与財産分） （⑮×⑭÷⑬）	⑯			
	贈与税の申告書の提出先				
相続開始の年の前々々々々年分（平成24年分）	贈与税の申告書の提出先	市川	税務署	税務署	税務署
	相続開始の年の前々々々々年中に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税の配偶者控除後の金額）	⑰	円	円	円
	⑰のうち相続開始の日から遡って3年前の日以後に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額（贈与税額の計算の基礎となった価額）	⑱	2,000,000		
	その年分の暦年課税分の贈与税額	⑲	90,000	00	00
	控除を受ける贈与税額 （⑱×⑲÷⑰）	⑳	90,000		
暦年課税分の贈与税額控除額計 （④+⑧+⑫+⑯+㉑）		A	90,000	円	円

特定贈与財産（4ページ参照）に該当するものがある場合には、被相続人から贈与を受けた財産の総額からその特定贈与財産の価額を差し引いた金額を記入します。

第4表の2（平成29年分）

（資4-20-5-3-A4 統一）

それぞれのその年に課税された暦年課税分の贈与税額（利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。）を記入します。
 なお、平成27年又は平成28年中に贈与により取得した財産が「特例贈与財産」と「一般贈与財産」の両方の財産である場合には、申告書第4表の2裏面の[記入に当たっての留意事項]をご確認ください。

配偶者の税額軽減額の計算書

被相続人

国税 太郎

第5表 (平成21年4月分以降用)

私は、相続税法第19条の2第1項の規定による配偶者の税額軽減の適用を受けます。

1 一般の場合 (この表は、①被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合又は②配偶者が農業相続人である場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第1表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $498,600,000 \text{円} \times \frac{1}{2} = 249,300,000 \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				⑦※ 円 249,300,000	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	① 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑤ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑥ (①-④+⑤)の金額 (⑤の金額より小さいときは⑤の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円 256,646,350	② 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	③ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	円 3,359,600	④ (②-③)の金額 (③の金額が②の金額より大きいときは0)	円 3,359,600	円 1,000,000
⑦ 相続税の総額 (第1表の⑦の金額)		⑧ ①の金額と⑥の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑨ 課税価格の合計額 (第1表の④の金額)		⑩ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑦×⑧÷⑨)	
円 130,505,000		円 249,300,000		円 498,600,000		円 65,252,500	
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑨又は⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額) (66,557,550 円 - 0 円)				⑪ 円 66,557,550	
配偶者の税額軽減額		(⑩の金額と⑪の金額のうちいずれか少ない方の金額)				⑫ 円 65,252,500	

円単位まで計算した金額を記入します。

配偶者が農業相続人である場合には、第1表の⑩欄の金額を記入します。

2 配偶者以外の人が農業相続人である場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合で、かつ、その農業相続人が配偶者以外の場合に記入します。)

課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額		(第3表の④の金額) [配偶者の法定相続分] $,000 \text{円} \times \frac{\quad}{\quad} = \text{円}$ 上記の金額が16,000万円に満たない場合には、16,000万円				⑬※ 円	
配偶者の税額軽減額を計算する場合の課税価格	⑪ 分割財産の価額 (第11表の配偶者の①の金額)	分割財産の価額から控除する債務及び葬式費用の金額			⑮ 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額 (第1表の配偶者の⑤の金額)	⑯ (⑪-⑭+⑮)の金額 (⑮の金額より小さいときは⑮の金額) (1,000円未満切捨て)	
	円	⑫ 債務及び葬式費用の金額 (第1表の配偶者の③の金額)	⑬ 未分割財産の価額 (第11表の配偶者の②の金額)	円	⑭ (⑫-⑬)の金額 (⑬の金額が⑫の金額より大きいときは0)	円 ,000	
⑰ 相続税の総額 (第3表の⑦の金額)		⑱ ⑬の金額と⑯の金額のうちいずれか少ない方の金額		⑲ 課税価格の合計額 (第3表の④の金額)		⑳ 配偶者の税額軽減の基となる金額 (⑰×⑱÷⑲)	
円 00		円		円 ,000		円	
配偶者の税額軽減の限度額		(第1表の配偶者の⑩の金額) (第1表の配偶者の⑩の金額) (円 - 円)				㉑ 円	
配偶者の税額軽減額		(㉒の金額と㉑の金額のうちいずれか少ない方の金額)				㉓ 円	

(注) ㉓の金額を第1表の配偶者の「配偶者の税額軽減額⑬」欄に転記します。

※ 相続税法第19条の2第5項(隠蔽又は仮装があった場合の配偶者の相続税額の軽減の不適用)の規定の適用があるときには、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第1表の④の金額)、⑥、⑦、⑨、「課税価格の合計額のうち配偶者の法定相続分相当額」の(第3表の④の金額)、⑯、⑰及び⑲の各欄は、第5表の付表で計算した金額を転記します。

未成年者控除額 障害者控除額の計算書

被相続人

第6表
(平成27年7月以降)

1 未成年者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、満20歳にならない人がいる場合に記入します。)

未成年者の氏名					計
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳
未成年者控除額	②	10万円×(20歳- 歳) = 0,000円	10万円×(20歳- 歳) = 0,000円	10万円×(20歳- 歳) = 0,000円	10万円×(20歳- 歳) = 0,000円
未成年者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額	③	円	円	円	円
(注) 1 過去に未成年者控除の適用を受けた人は、②欄の控除額に制限がありますので、「相続税の申告のしかた」をご覧ください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその未成年者の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。					
控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	計 ⑤ 円
(扶養義務者の相続税額から控除する未成年者控除額) ⑤欄の金額は、未成年者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。					
扶養義務者の氏名					計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬)又は(⑩+⑪-⑫-⑬)の相続税額	⑤	円	円	円	円
未成年者控除額	⑥				
(注) 各人の⑥欄の金額を未成年者控除を受ける扶養義務者の第1表の「未成年者控除額⑭」欄に転記します。					

過去の相続の際に未成年者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(11ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「10万円×(20歳- 歳)」の文字を二本線で抹消してください。

2 障害者控除 (この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した法定相続人のうちに、一般障害者又は特別障害者がいる場合に記入します。)

		一般障害者		特別障害者		計
障害者の氏名						
年齢 (1年未満切捨て)	①	歳	歳	歳	歳	
障害者控除額	②	10万円×(85歳- 歳) = 0,000円	10万円×(85歳- 歳) = 0,000円	20万円×(85歳- 歳) = 0,000円	20万円×(85歳- 歳) = 0,000円	円 0,000
障害者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額	③	円	円	円	円	円
(注) 1 過去に障害者控除の適用を受けた人の控除額は、②欄により計算した金額とは異なりますので税務署にお尋ねください。 2 ②欄の金額と③欄の金額のいずれか少ない方の金額を、第1表のその障害者の「障害者控除額⑮」欄に転記します。 3 ②欄の金額が③欄の金額を超える人は、その超える金額(②-③の金額)を次の④欄に記入します。						
控除しきれない金額 (②-③)	④	円	円	円	円	計 ⑤ 円
(扶養義務者の相続税額から控除する障害者控除額) ⑤欄の金額は、障害者の扶養義務者の相続税額から控除することができますから、その金額を扶養義務者間で協議の上、適宜配分し、次の⑥欄に記入します。						
扶養義務者の氏名						計
扶養義務者の第1表の(⑨+⑪-⑫-⑬-⑭)又は(⑩+⑪-⑫-⑬-⑭)の相続税額	⑤	円	円	円	円	円
障害者控除額	⑥					
(注) 各人の⑥欄の金額を障害者控除を受ける扶養義務者の第1表の「障害者控除額⑮」欄に転記します。						

過去の相続の際に障害者控除の適用を受けた人で控除額に制限がある場合(11ページ参照)には、今回受けることができる金額を②欄に記入するとともに欄外にその計算の明細を記入し、「10万円×(85歳- 歳)」又は「20万円×(85歳- 歳)」の文字を二本線で抹消してください。
なお、この場合の障害者控除額の計算方法については税務署にお尋ねください。

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

相次相続控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第7表
(平成21年4月以降用)

この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。

1 相次相続控除額の総額の計算

前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄	前の相続に係る相続税の申告書の提出先
国税 太助		国税 太郎の父	春日部 税務署
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切捨て)	④ 10年 - ③の年数
平成 20 年 3 月 10 日	平成 29 年 5 月 11 日	9 年	1 年
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤-⑥)の金額	⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した全ての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円	495,602,246 円
(⑥の相続税額)		(④の年数)	相次相続控除額の総額
4,250,000 円 × $\frac{\text{⑧の金額}}{\text{⑦の金額}}$		495,602,246 円 × $\frac{1}{10}$ 年 =	⑨ 425,000 円

2 各相続人の相次相続控除額の計算

(1) 一般の場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうち)に農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑩ 相次相続控除額の総額	⑪ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑫ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑬ 各人の⑩の割合	⑭ 各人の相次相続控除額(⑩×各人の⑬の割合)
国税 花子	(上記⑩の金額)	253,286,750 円	⑫ 495,602,246 円	0.5110686	217,204 円
国税 一郎		129,636,813		0.2615743	111,169
税務 幸子		112,678,683		0.2273570	96,627
	425,000 円				

(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合 (この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した)人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人の全ての人が記入します。)

今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑮ 相次相続控除額の総額	⑯ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑰ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑱ 各人の⑮の割合	⑲ 各人の相次相続控除額(⑮×各人の⑱の割合)
	(上記⑮の金額)		⑰ 円		
	円		円		

(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税及び加算税の額は含まれません。
2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑯」欄に転記します。

外国税額控除額の計算書
農地等納税猶予税額

被相続人

第8表 (平成27年分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうちに外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日 現在にお ける邦貨 換算率	④ 邦貨換算 税 額 (②×③)	⑤ 邦 貨 換 算 在 外 純 財 産 の 価 額	⑥ ⑤の金額 取得財産 の 価 額 割 合	⑦ 相次相続控除 後の税額×⑥	⑧ 控 除 額 (④と⑦のうち いずれか少な い方の金額)
	国名及 び税の 名 称	① 納期限 (年月日)	② 税 額					
		..			円	円	円	円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

- (注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額（被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。）からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑰」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名				
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	②			
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑬+⑭の金額)	③			
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④			
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑩×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤			
計の金額 (③-(④+⑤))の金額 (赤字のときは0)	⑥			
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額⑳」欄に転記します。なお、その人が、非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例、山林についての納税猶予及び免除の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、第8の5表の⑪欄の金額を第1表のその人の「農地等納税猶予税額㉑」欄に転記します。

この計算書は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例」又は「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例」の適用を受ける場合に記入します。

株式等納税猶予税額の計算書

この計算書は、経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者に該当する人が非上場株式等についての納税猶予の特例に係る納税猶予税額（株式等納税猶予税額）を算出するために使用します。 （注） 経営承継相続人等及び経営相続承継受贈者に該当する人を、以下この計算書（第8の2表）において「経営承継人」と表記しています。		被相続人 経営承継人 （経営承継相続人等・ 経営相続承継受贈者）	第8の2表 （平成27年分以降用）
私は、第8の2表の付表1・付表2の「2 特例非上場株式等の明細」又は第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」に記載した会社の株式（出資）のうち各明細の③欄の株式等の数等について非上場株式等についての納税猶予の特例（租税特別措置法第70条の7の2第1項、同法第70条の7の4第1項、所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）附則第64条第2項又は第7項）の適用を受けます。			
1 株式等納税猶予税額の基となる相続税の総額の計算			
(1) 「特定価額に基づく課税遺産総額」等の計算			
① この計算書の経営承継人の第8の2表の付表1・付表2・付表3のA欄の合計額			円
② この計算書の経営承継人に係る債務及び葬式費用の金額（第1表のその人の③欄の金額）			
③ この計算書の経営承継人が相続又は遺贈により取得した財産の価額（この計算書の経営承継人の第1表の①+②）（又は第3表の①欄）の金額			
④ 控除未済債務額（①+②-③）の金額（赤字の場合は0）			
⑤ 特定価額（①-④）（1,000円未満切捨て）（赤字の場合は0）			,000
⑥ 特定価額の20%に相当する金額（⑤×20%）（1,000円未満切捨て）			,000
⑦ この計算書の経営承継人以外の相続人等の課税価格の合計額（この計算書の経営承継人以外の者の第1表の⑥欄（又は第3表の⑥欄）の金額の合計）			,000
⑧ 基礎控除額（第2表の①欄の金額）			,000,000
⑨ 特定価額に基づく課税遺産総額（⑤+⑦-⑧）			,000
⑩ 特定価額の20%に相当する金額に基づく課税遺産総額（⑥+⑦-⑧）			,000
(2) 「特定価額に基づく相続税の総額」等の計算			
⑪ 法定相続人の氏名	⑫ 法定相続分	特定価額に基づく相続税の総額の計算 ⑬法定相続分に応ずる取得金額 （⑨×⑫）	特定価額の20%に相当する金額に基づく相続税の総額の計算 ⑭法定相続分に応ずる取得金額 （⑩×⑫）
		円	円
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
		,000	,000
法定相続分の合計	1	⑬相続税の総額（⑬の合計額）	⑭相続税の総額（⑭の合計額）
		00	00
（注） 1 ③欄の「第1表の①+②」の金額は、経営承継人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「第3表の①欄」の金額となります。また、⑦欄の「第1表の⑥欄」の金額は、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「第3表の⑥欄」の金額となります。 2 ⑪及び⑫欄は第2表の「⑪法定相続人」の「氏名」欄及び「⑤左の法定相続人に応じた法定相続分」欄からそれぞれ転記します。			
2 株式等納税猶予税額の計算			
①（経営承継人の第1表の⑬+⑭-⑮）の金額			円
② 特定価額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑮×1の⑤/1の⑤+⑦）			
③ 特定価額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（②×20%）			
a（②+③-経営承継人の第1表の⑮）の金額（赤字の場合は0）			
④ 特定価額の20%に相当する金額に基づく経営承継人の算出税額（1の⑮×1の⑥/1の⑤+⑦）			
⑤ 特定価額の20%に相当する金額に基づき相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額（④×20%）			
b（④+⑤-経営承継人の第1表の⑮）の金額（赤字の場合は0）			
⑥ 経営承継人の第1表の⑥欄に基づく算出税額（その人の第1表の⑨（又は⑩）+⑪-⑫）（赤字の場合は0）			
⑦（①+a-b-⑥）の金額（赤字の場合は0）			
⑧（a-b-⑦）の金額（赤字の場合は0）			
⑨ 特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が2社以上ある場合の会社ごとの株式等納税猶予税額（注2参照）			
イ（会社名）	に係る株式等納税猶予税額（⑧×イの株式等に係る価額/1の①）（100円未満切捨て）		00
ロ（会社名）	に係る株式等納税猶予税額（⑧×ロの株式等に係る価額/1の①）（100円未満切捨て）		00
ハ（会社名）	に係る株式等納税猶予税額（⑧×ハの株式等に係る価額/1の①）（100円未満切捨て）		00
⑩ 株式等納税猶予税額（イ+ロ+ハ）（注3参照）			00
（注） 1 ⑥欄の算式中の「第1表の⑨」の金額について、相続又は遺贈により財産を取得した人のうちに租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等についての納税猶予の特例の適用を受ける人がある場合は、「第1表の⑨」の金額とします。 2 ⑩欄について、特例非上場株式等又は特例相続非上場株式等に係る会社が1社だけの場合は、⑩欄の記入は行わず、⑧欄の金額を⑩欄に記入します（100円未満切捨て）。なお、イからハまでの各欄の算式中の「株式等に係る価額」とは第8の2表の付表1及び付表2の「2 特例非上場株式等の明細」の⑤欄並びに第8の2表の付表3の「2 特例相続非上場株式等の明細」の⑤欄の金額をいいます。また、会社が4社以上ある場合は、適宜の用紙に会社ごとの株式等納税猶予税額を記載し添付してください。 3 ⑩欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。なお、経営承継人が農地等についての納税猶予の特例、山林についての納税猶予の特例又は医療法人の持分についての納税猶予及び免除の特例若しくは医療法人の持分についての税額控除の特例の適用を受ける場合は、⑩欄の金額によらず、第8の5表の⑫欄の金額を経営承継人の第1表の「株式等納税猶予税額⑩」欄に転記します。			
※税務署整理欄 入力 確認			

第8の2表(平29.7)

経営承継人が2人以上いる場合には、経営承継人ごとにこの計算書を作成します。

この明細書は特例非上場株式等に係る会社1社ごとに作成します。

非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等の明細書

この明細書は、非上場株式等についての納税猶予の特例の適用を受ける特例非上場株式等について、その明細を記入します。なお、経営承継相続人等が被相続人から贈与により特例非上場株式等に係る会社の株式等取得している場合で、その株式等の贈与に係る贈与税の申告において所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の租税特別措置法第69条の5、同法第70条の3の3又は第70条の3の4の規定の適用を受けているときはこの明細書によらず第8の2表の付表2を使用してください。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。		被相続人							
		経営承継相続人等							
1 特例非上場株式等に係る会社									
① 会社名		⑦ 相続開始の日から5か月後における経営承継相続人等の役職名							
② 会社の整理番号(会社の所轄税務署名)	(署)								
③ 事業種目		⑧ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	平成 年 月 日					
④ 相続開始の時ににおける資本金の額	円	認定番号							
⑤ 相続開始の時ににおける資本準備金の額	円	⑨ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無		有 無					
⑥ 相続開始の時ににおける従業員数	人								
2 特例非上場株式等の明細									
① 相続開始の時ににおける発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	③ ②のうち特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の「2(3)」参照)	円	⑤ 価額(③×④)	A
3 納税猶予の特例の適用を受ける株式等の数等の限度数(限度額)の計算									
この欄は、「2 特例非上場株式等の明細」の③欄に記載することができる株式等の数等の限度数(限度額)の計算をします。									
① 発行済株式等の総数等の3分の2に相当する数等 ($2 \times \frac{①}{3}$) (1株・口・円未満の端数切上げ)	株・口・円	② 経営承継相続人等が相続開始前から保有する数等	株・口・円	③ (①-②)の数等 (赤字の場合は0)	株・口・円	④ 2の③欄の限度となる数等 (③欄の数等と2の②欄の数等のうちいずれか少ない方の数等)	株・口・円		

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書							
この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の10第20項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に経営承継相続人等及び経営承継相続人等と特別の関係がある者(裏面の「3(1)」参照)から現物出資又は贈与により取得した資産の価額(裏面の「3(2)」参照)等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。							
取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・	・					円	
・	・						
・	・						
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額(①の合計額)							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額(②の金額を含みます。)							
④ 現物出資等資産の保有割合(②/③)						%	
上記の明細の内容に相違ありません。							平成 年 月 日
所在地							
会社名							
代表者氏名							印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認			
---------	--------	---	----	----	--	--	--

第8の2表の付表1
(平成29年分以降用)

※の項目は記入する必要がありません。

生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	29・7・7	29,629,483 ^円	国税 一郎
〃	〃	29・7・7	5,000,000	〃
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	29・7・11	10,000,000	〃
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	29・8・8	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	(株)〇〇生命保険	29・9・5	10,768,125	〃

- (注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の人が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の④の法定相続人の数〕 (500万円× 3人 により計算した金額を右の④に記入します。)		④ ^円
			15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 ($\text{④} \times \frac{\text{各人の①}}{\text{③}}$)	③ 課税金額 (①-②)
国税 一郎	44,629,483 ^円	8,878,826 ^円	35,750,657 ^円
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合 計	⑤ 75,397,608	15,000,000	60,397,608

- (注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(平29.7)

(資4-20-10-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	29・7・7	退職金	円 40,000,000	国税 花子
〃	〃	29・7・7	功労金	5,000,000	〃
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。

2 相続人以外の人が受取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の(A)の〕 法定相続人の数		(A)
(500万円× 3人)により計算した金額を右の(A)に記入します。			円 15,000,000
退職手当金などを受取った相続人の氏名	① 受取った退職手当金などの金額	② 非課税金額 (A) × $\frac{\text{各人の①}}{\text{②}}$	③ 課税金額 (①-②)
国税 花子	円 45,000,000	円 15,000,000	円 30,000,000
合 計	② 45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 ②の金額が③の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。

2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(平29.7)

(資4-20-11-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の全部又は一部について分割が
されている場合には、分割の日を記入し
てください。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

各欄の記入に当たっては、83ページ「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」によります。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

遺産の分割状況	区 分	① 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割
	分割の日	29・8・18	・	・

↓		↓		財		の		明		細		分割が確定した財産	
種 類	細 目	利 用 区 分、 銘 柄 等	所 在 場 所 等	数 量	単 価	価 額	価 額	取得した人の 氏 名	取 得 財 産 の 価 額				
土地	宅地	自用地区 (居住用)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	165.00㎡	(11・11の2表の 付表1のとおり)	12,870,000	円	{ 国税 花子	(持分1/2) 円 6,435,000				
				円									
〃	〃	貸家建付地	春日部市〇〇〇 3丁目5番17号	150.00㎡	(11・11の2表の 付表1のとおり)	30,810,000		国税 花子	30,810,000				
〃	〃	貸家建付地	文京区〇〇 1丁目3番5号	150.00㎡	236,340	35,451,000		国税 花子	35,451,000				
〃	〃	自用地区 (未利用地)	春日部市〇〇 2丁目3番4号	150.00㎡	280,000	42,000,000		{ 〃	(持分2/3) 28,000,000				
〃	〃	貸家建付地	春日部市〇〇 1丁目1番	1,125.00㎡	237,500	8,550,000		〃	(持分1/3) 14,000,000				
				(持分6,144						/192,000)			
	(小計)					(129,681,000)							
〃	山林	普通山林	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇13番2	30,000.00㎡		3,617,100		国税 一郎	3,617,100				
				241,140						15			
	(小計)					(3,617,100)							
(計)						((133,298,100))							
家屋	家屋(鉄コ 2・居宅)	自用家屋	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	120.00㎡		3,874,960	1.0	3,874,960	国税 花子	3,874,960			
				3,874,960									
〃	家屋(鉄コ 2・店舗)	貸家	春日部市〇〇〇 3丁目5番17号	93.00㎡		2,372,489	0.7	2,372,489	〃	2,372,489			
				3,389,270									
〃	家屋(鉄コ 3・店舗)	〃	文京区〇〇 1丁目3番5号	184.50㎡		5,983,601	0.7	5,983,601	〃	5,983,601			
				8,548,002									
〃	家屋(鉄コ 10・居宅)	〃	春日部市〇〇 1丁目1番(101号)	72.50㎡		12,044,900	0.7	12,044,900	税務 幸子	12,044,900			
				17,207,000									
(計)						((24,275,950))							
有価 証券	特定同族会社の株式 (配当還元方式) 株〇〇		春日部市〇〇 3丁目×番×号	1,000株	50	50,000		国税 花子	50,000				
	(小計)					(50,000)							
〃	特定同族会社の株式 (その他の方式) 〇〇商事株		文京区〇〇 1丁目3番5号	5,000株	13,800	69,000,000		国税 花子	69,000,000				
	(小計)					(69,000,000)							

合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)							
	分割財産の価額	①	円		円		円		円	
	未分割財産の価額	②								
	各人の取得財産の価額(①+②)	③								

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

第11表(平29.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

第11表(平成21年4月以降)

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表 (平成21年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税がかかるものについての明細を記入します。							
遺産の分割状況		区分 分割の日	1 全部分割 ・	2 一部分割 ・	3 全部未分割		
財産の明細					分割が確定した財産		
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 単価 税額 倍 数	価額	取得した人の 氏名	取得財産の 価額
有価証券	上記以外の株式	〇〇建設(株)	△△証券 春日部支店	10,000株 783円 (東証)	7,830,000円	国税 花子	7,830,000円
〃	〃	〇〇石油(株)	〃	5,000株 719円 (東証)	3,595,000円	国税 一郎	3,595,000円
〃	〃	〇〇電鉄(株)	〃	10,000株 556円 (東証)	5,560,000円	〃	5,560,000円
〃	〃	〇〇電力(株)	〃	5,000株 2,820円 (名証)	14,100,000円	税務 幸子	14,100,000円
	(小計)				(31,085,000)		
〃	公債	10年利付国債 第×××回	〃		3,158,700円	税務 幸子	3,158,700円
〃	社債	一般事業債〇〇 第×回第×号	〃		3,432,000円	〃	3,432,000円
	(小計)				(6,590,700)		
〃	証券投資信託 の受益証券	〇〇投資 〇〇ファンド	〃	200口 8,310円	1,662,000円	税務 幸子	1,662,000円
〃	貸付信託の 受益証券	〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回	〇〇信託銀行 △△支店		5,240,700円	国税 一郎	5,240,700円
	(小計)				(6,902,700)		
((計))					((113,628,400))		
現金預貯金等		現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号		450,000円	国税 花子	450,000円
〃		普通預金	〇〇銀行 〇〇支店		2,344,900円	〃	2,344,900円
〃		定期預金	〃		38,113,910円	国税 一郎	38,113,910円
〃		〃	〃		21,609,700円	国税 花子	21,609,700円
〃		普通預金	××銀行 ××支店		3,676,701円	国税 一郎	3,676,701円
〃		定期預金	〃		31,084,132円	税務 幸子	31,084,132円
〃		普通預金	Bank of 〇〇 ×× Branch	\$19,500 112円	2,184,000円	国税 花子	2,184,000円
((計))					((99,463,343))		
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)				
	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額 ②						
	各人の取得財産の 価額 (①+②) ③						
(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。 2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。							

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

国税 太郎

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況	区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割
	分割の日	・	・	

合 計 → 表	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子		
	分割財産の価額 ①	円 498,392,151	円 256,646,350	円 129,067,118	円 112,678,683	円	円
	未分割財産の価額 ②						
	各人の取得財産の 価額 (① + ②) ③	498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683		

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から⑧までの該当欄に転記します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分（寄与分を除きます。）に応じて取得するとした場合に計算される金額を記入します。

(資 4-20-12-1-A 4 統一)

「2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細」欄に記載した財産について、贈与税の外国税額控除の適用を受けている場合に記載します。

相続時精算課税適用財産の明細書
相続時精算課税分の贈与税額控除額の計算書

被相続人

国税 太郎

第11の2表
(平成24年4月分以降用)

この表は、被相続人から相続時精算課税に係る贈与によって取得した財産（相続時精算課税適用財産）がある場合に記入します。

1 相続税の課税価格に加算する相続時精算課税適用財産の課税価格及び納付すべき相続税額から控除すべき贈与税額の明細

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与を受けた年分	③ 贈与税の申告書を提出した税務署の名称	④ ②の年分に被相続人から相続時精算課税に係る贈与を受けた財産の価額の合計額（課税価格）	⑤ ④の財産に係る贈与税額（贈与税の外国税額控除前の金額）	⑥ ⑤のうち贈与税額に係る外国税額控除額
1	国税 一郎	平成26年分	春日部税務署	24,626,035 ^円	^円	^円
2						
3						
4						
5						
6						
贈与を受けた人ごとの相続時精算課税適用財産の課税価格及び贈与税額の合計額	氏名	(各人の合計)	国税 一郎			
	⑦ 課税価格の合計額(④の合計額)	24,626,035 ^円	24,626,035 ^円	^円	^円	^円
	⑧ 贈与税額の合計額(⑤の合計額)					
	⑨ ⑧のうち贈与税額に係る外国税額控除額の合計額(⑥の合計額)					

利子税、延滞税及び加算税の額は含まれません。

(注) 1 相続時精算課税に係る贈与をした被相続人がその贈与をした年の中途に死亡した場合の③欄は「相続時精算課税選択届出書を提出した税務署の名称」を記入してください。
2 ④欄の金額は、下記2の③の「価額」欄の金額に基づき記入します。
3 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税適用財産の価額②」欄及び第15表のその人の②⑨欄にそれぞれ転記します。
4 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「相続時精算課税分の贈与税額控除額⑩」欄に転記します。

2 相続時精算課税適用財産（1の④）の明細

(上記1の「番号」欄の番号に合わせて記入します。)

番号	① 贈与を受けた人の氏名	② 贈与年月日	③ 相続時精算課税適用財産の明細				
			種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 価額
1	国税 一郎	26・5・14	有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)	〇〇商事(株)	文京区〇〇1丁目3番5号	2,000株 14,624,000 ^円
1	〃	26・5・14	現金預貯金		定期預金	〇〇銀行〇〇支店	10,002,035

(注) 1 この明細は、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表に基づき記入します。
2 ③の「価額」欄には、被相続人である特定贈与者に係る贈与税の申告書第2表の「財産の価額」欄の金額を記入します。ただし、特定事業用資産の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表3の⑦欄の金額と⑦欄の金額に係る第11・11の2表の付表3の2の⑩欄の金額の合計額を、特定計画山林の特例の適用を受ける場合には、第11・11の2表の付表4の「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」の④欄の金額を記入します。

特例の対象となり得る財産を取得した人全員の氏名を記入します。特例の適用を受けない人の氏名も必ず記入してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書

F D 3 5 4 5

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

被相続人		国税 太郎	
この表は、小規模宅地等の特例（租税特別措置法第69条の4第1項）の適用を受ける場合に記入します。 なお、被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合には、第11・11の2表の付表2を作成します（第11・11の2表の付表2を作成する場合には、この表の「1 特例の適用にあたっての同意」欄の記入を要しません。）。			
1 特例の適用にあたっての同意 この欄は、小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人が次の内容に同意する場合に、その宅地等を取得した全ての人の氏名を記入します。 私（私たち）は、「2 小規模宅地等の明細」の①欄の取得者が、小規模宅地等の特例の適用を受けるものとして選択した宅地等又はその一部（「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等）の全てが限度面積要件を満たすものであることを確認の上、その取得者が小規模宅地等の特例の適用を受けることに同意します。			
氏名	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子
(注) 1 小規模宅地等の特例の対象となり得る宅地等を取得した全ての人の同意がなければ、この特例の適用を受けることはできません。 2 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。			
2 小規模宅地等の明細 この欄は、小規模宅地等についての特例の対象となり得る宅地等を取得した人のうち、その特例の適用を受ける人が選択した小規模宅地等の明細等を記載し、相続税の課税価格に算入する価額を計算します。 「小規模宅地等の種類」欄は、選択した小規模宅地等の種類に応じて次の1～4の番号を記入します。 小規模宅地等の種類：① 特定居住用宅地等、② 特定事業用宅地等、③ 特定同族会社事業用宅地等、④ 貸付事業用宅地等			
選択した小規模宅地等	小規模宅地等の種類	① 特例の適用を受ける取得者の氏名〔事業内容〕	⑤ ③のうち小規模宅地等（「限度面積要件」を満たす宅地等）の面積
	② 所在地番	⑥ ④のうち小規模宅地等（④× $\frac{⑤}{③}$ ）の価額	
	③ 取得者の持分に応ずる宅地等の面積	⑦ 課税価格の計算に当たって減額される金額（⑥×⑨）	
	④ 取得者の持分に応ずる宅地等の価額	⑧ 課税価格に算入する価額（④－⑦）	
	① 国税 花子	⑤ 82.5	
	② 春日部市〇〇〇3丁目5番16号	⑥ 32175000	
	③ 82.5	⑦ 25740000	
	④ 32175000	⑧ 6435000	
	① 国税 一郎	⑤ 82.5	
	② 同上	⑥ 32175000	
	③ 82.5	⑦ 25740000	
	④ 32175000	⑧ 6435000	
④ 国税 花子 貸家	⑤ 100		
② 春日部市〇〇〇3丁目5番17号	⑥ 30810000		
③ 150	⑦ 15405000		
④ 46215000	⑧ 3081000		
(注) 1 ①欄の「〔 〕」は、選択した小規模宅地等が被相続人等の事業用宅地等（②、③又は④）である場合に、相続開始の直前にその宅地等の上で行われていた被相続人等の事業について、例えば、飲食サービス業、法律事務所、貸家などのように具体的に記入します。 2 小規模宅地等を選択する一の宅地等が共有である場合又は一の宅地等が貸家建付地である場合において、その評価額の計算上「貸賃割合」が1でないときには、第11・11の2表の付表1（別表）を作成します。 3 ⑧欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。 4 上記の各欄に記入しきれない場合には、第11・11の2表の付表1（続）を使用します。			
○ 「限度面積要件」の判定 上記「2 小規模宅地等の明細」の⑤欄で選択した宅地等の全てが限度面積要件を満たすものであることを、この表の各欄を記入することにより判定します。			
小規模宅地等の区分	被相続人等の居住用宅地等		
小規模宅地等の種類	① 特定居住用宅地等	② 特定事業用宅地等	③ 特定同族会社事業用宅地等
⑨ 減額割合	$\frac{80}{100}$	$\frac{80}{100}$	$\frac{50}{100}$
⑩ ⑤の小規模宅地等の面積の合計	165		100
⑪ イ 限度面積	〔①の⑩の面積〕 165 ≤ 330	〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 mi ≤ 400	
	〔①の⑩の面積〕 165 × $\frac{200}{330}$	〔②の⑩及び③の⑩の面積の合計〕 mi × $\frac{200}{400}$ + 〔④の⑩の面積〕 100 ≤ 200	
(注) 限度面積は、小規模宅地等の種類（「④ 貸付事業用宅地等」の選択の有無）に応じて、⑩欄（イ又はロ）により判定を行います。「限度面積要件」を満たす場合に限り、この特例の適用を受けることができます。			
※ 税務署整理欄	年 分	名簿番号	申告年月日

第11・11の2表の付表1
平成27年分以降用

「⑨ 減額割合」を乗じて計算します。

第11・11の2表の付表1（29.7）

（資4-20-12-3-1-A4統一）

「相続開始の直前における宅地等の利用区分」については、15ページを参照してください。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細書（別表）

被相続人

国税 太郎

この計算明細は、特例の対象として小規模宅地等を選択する一の宅地等（注）が、次のいずれかに該当する場合に一の宅地等ごとに作成します。

- 1 相続又は遺贈により一の宅地等を2人以上の相続人又は受遺者が取得している場合
2 一の宅地等の全部又は一部が、貸家建付地である場合において、貸家建付地の評価額の計算上「賃貸割合」が「1」でない場合

（注）一の宅地等とは、一棟の建物又は構築物の敷地をいいます。ただし、マンションなどの区分所有建物の場合には、区分所有された建物の部分に係る敷地をいいます。

1 一の宅地等の所在地、面積及び評価額

一の宅地等について、宅地等の「所在地」、「面積」及び相続開始の直前における宅地等の利用区分に応じて「面積」及び「評価額」を記入します。

- (1) 「①宅地等の面積」欄は、一の宅地等が持分である場合には、持分に応ずる面積を記入してください。
(2) 上記2に該当する場合には、⑪欄については、⑤欄の面積を基に自用地として評価した金額を記入してください。

宅地等の所在地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	①宅地等の面積	165㎡
相続開始の直前における宅地等の利用区分		面積（㎡）	評価額（円）
A	①のうち被相続人等の事業の用に供されていた宅地等 （B、C及びDに該当するものを除きます。）	②	⑧
B	①のうち特定同族会社の事業（貸付事業を除きます。）の用に供されていた宅地等	③	⑨
C	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （相続開始の時ににおいて継続的に貸付事業の用に供されていると認められる部分の敷地）	④	⑩
D	①のうち被相続人等の貸付事業の用に供されていた宅地等 （Cに該当する部分以外の部分の敷地）	⑤	⑪
E	①のうち被相続人等の居住の用に供されていた宅地等	⑥ 165	⑫ 64,350,000
F	①のうちAからEの宅地等に該当しない宅地等	⑦	⑬

2 一の宅地等の取得者ごとの面積及び評価額

上記のAからFまでの宅地等の「面積」及び「評価額」を、宅地等の取得者ごとに記入します。

- (1) 「持分割合」欄は、宅地等の取得者が相続又は遺贈により取得した持分割合を記入します。一の宅地等を1人で取得した場合には、「1/1」と記入します。
(2) 「1 持分に応じた宅地等」は、上記のAからFまでに記入した一の宅地等の「面積」及び「評価額」を「持分割合」を用いてあん分して計算した「面積」及び「評価額」を記入します。
(3) 「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」は、「1 持分に応じた宅地等」に記入した「面積」及び「評価額」のうち、特例の対象として選択する部分を記入します。なおBの宅地等の場合は、上段に「特定同族会社事業用宅地等」として選択する部分の、下段に「貸付事業用宅地等」として選択する部分の「面積」及び「評価額」をそれぞれ記入します。
「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」は、「申告書第11・11の2表の付表1」の「2小規模宅地等の明細」の「③取得者の持分に応ずる宅地等の面積」欄及び「④取得者の持分に応ずる宅地等の価額」欄に転記します。
(4) 「3 特例の対象とならない宅地等（1-2）」には、「1 持分に応じた宅地等」のうち「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」欄に記入した以外の宅地等について記入します。この欄に記入した「面積」及び「評価額」は、申告書第11表に転記します。

宅地等の取得者氏名		国税 花子		⑭持分割合		1/2					
1 持分に応じた宅地等				2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等				3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）				評価額（円）				面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×⑭			⑧×⑭							
B	③×⑭			⑨×⑭							
C	④×⑭			⑩×⑭							
D	⑤×⑭			⑪×⑭							
E	⑥×⑭ 82.5			⑫×⑭ 32,175,000			82.5		32,175,000		
F	⑦×⑭			⑬×⑭							

宅地等の取得者氏名		国税 一郎		⑮持分割合		1/2					
1 持分に応じた宅地等				2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等				3 特例の対象とならない宅地等（1－2）			
面積（㎡）				評価額（円）				面積（㎡）		評価額（円）	
A	②×⑮			⑧×⑮							
B	③×⑮			⑨×⑮							
C	④×⑮			⑩×⑮							
D	⑤×⑮			⑪×⑮							
E	⑥×⑮ 82.5			⑫×⑮ 32,175,000			82.5		32,175,000		
F	⑦×⑮			⑬×⑮							

「2 左記の宅地等のうち選択特例対象宅地等」に記入した宅地等の「面積」及び「評価額」を③欄及び④欄に記入します。

（資4-20-12-3-5-A4統一）

この明細は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産がある場合に作成します。

小規模宅地等、特定計画山林又は特定事業用
資産についての課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表2（平成27年分以降用）

この表は、被相続人から相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により取得した財産のうちに、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となりうる財産がある場合に記入します(裏面1参照)。

1 特例の適用にあたっての同意

(注)「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得した全ての人の同意が必要です。

私(私たち)は下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産の全てが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等、同法第69条の5第1項に規定する選択特定計画山林又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が租税特別措置法第69条の4第1項、同法第69条の5第1項又は旧租税特別措置法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

特例の対象となり得る財産を取得した全ての人の氏名

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表1の「2 小規模宅地等の明細」のとおり。
- (2) 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3のとおり。
- (3) 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」又は「2 特定受贈森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の明細」のとおり。

3 特定計画山林の特例の対象となる特定計画山林等の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」、「特定計画山林の特例」又は「特定事業用資産の特例」について2以上の特例を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積 (裏面2参照)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	200㎡又は400㎡	㎡	㎡

(注)「特定事業用資産の特例」の適用がない場合には①欄の「限度面積」は200㎡により、同特例の適用がある場合には400㎡により③欄「特例適用残面積」を計算します。

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することのできる特定受贈同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の言に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定受贈同族会社株式等の調整限度額 $(④ \times \frac{③}{①})$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額(⑧欄の金額))	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を転記します。
- 3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署にお尋ねください。

(3) 特定計画山林の特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定計画山林の特例の対象として選択することのできる特定(受贈)森林経営計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林経営計画対象山林の調整限度額 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 又は $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林経営計画対象山林である選択特定計画山林の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	
円	円	円	

- (注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林経営計画対象山林について特定計画山林の特例の適用を受けることはできません。
- 2 小規模宅地等の特例を適用し、特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{③}{①})$ 」により計算します。
- 3 特定受贈同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(併せて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑨欄は、「 $(⑧ \times \frac{⑦}{④})$ 」により計算します。

第11・11の2表の付表2(平29.7)

(資4-20-12-3-6-A4統一)

	農地等
	特例農地
	都市営農農地等 市街化区域内農地等、都市営農地等及び市街化区域内農地等以外の別
	→

第12表 (平成21年12月15日相続開始以降用)

↑

他人から借り受けて農業の用に供している農地等について、地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（耕作権）の別を記入します。

(注) 1 「市街化区域内農地等」とは、都市計画法第7条第1項に規定する市街化区域内に所在する農地又は採草放牧地で都市営農地等に該当しない農地又は採草放牧地をいいます。

2 「特例農地等の明細」欄の「農業投資価格」の「価額」欄及び「通常価額」欄には、田、畑、採草放牧地、準農地、一時的道路用地等、営農困難時貸付農地等、特定貸付農地等の別に、計を付けて、その合計の金額（④及び⑤）を第15表のその農業相続人の⑦及び⑧欄に転記します。

3 ⑤欄の金額を第3表のその農業相続人の①欄に転記します。

4 ③欄の金額を第3表のその農業相続人の⑩欄に転記します。

債務及び葬式費用の明細書

被相続人 国税 太郎

1 債務の明細 (この表は、被相続人の債務について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

債務の明細						負担することが確定した債務	
種類	細目	債権者 氏名又は名称	住所又は所在地	発生年月日 弁済期限	金額	負担する人の氏名	負担する金額
公租公課	29年度分 固定資産税	春日部市役所		29・1・1 ・	円 345,900	国税 一郎	円 345,900
〃	〃	文京都税事務所		29・1・1 ・	250,800	〃	250,800
〃	〃	〇〇町役場		29・1・1 ・	4,800	〃	4,800
〃	29年分所得税 (準確定申告)	春日部税務署		29・5・11 ・	310,800	〃	310,800
〃	29年度分 住民税	春日部市役所		29・1・1 ・	510,700	〃	510,700
銀行 借入金	証書 借入れ	〇〇銀行 〇〇支店	春日部市〇〇 〇丁目〇番〇号	24・12・14 34・12・14	22,633,340	〃	22,633,340
合 計					24,056,340		

2 葬式費用の明細 (この表は、被相続人の葬式に要した費用について、その明細と負担する人の氏名及び金額を記入します。)

葬式費用の明細				負担することが確定した葬式費用	
支 払 先		支払年月日	金額	負担する人の氏名	負担する金額
氏名又は名称	住所又は所在地				
〇〇寺	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	29・5・14	円 1,500,000	国税 花子	円 1,500,000
〇〇タクシー	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	29・5・14	150,600	〃	150,600
〇〇商店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	29・5・14	100,900	〃	100,900
〇〇酒店	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	29・5・14	20,300	〃	20,300
〇〇葬儀社	春日部市〇〇 ×丁目×番×号	29・5・14	1,500,000	〃	1,500,000
その他	(別紙のとおり)	・	87,800	〃	87,800
合 計			3,359,600		

3 債務及び葬式費用の合計額

債務などを承継した人の氏名		(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎		
債 務	負担することが確定した債務	① 円 24,056,340	円	24,056,340	円	円
	負担することが確定していない債務	②				
	計 (①+②)	③ 24,056,340		24,056,340		
葬 式 費 用	負担することが確定した葬式費用	④ 3,359,600	3,359,600			
	負担することが確定していない葬式費用	⑤				
	計 (④+⑤)	⑥ 3,359,600	3,359,600			
合 計 (③+⑥)		⑦ 27,415,940	3,359,600	24,056,340		

(注) 1 各人の⑦欄の金額を第1表のその人の「債務及び葬式費用の金額③」欄に転記します。
2 ③、⑥及び⑦欄の金額を第15表の③、④及び⑤欄にそれぞれ転記します。

「種類」欄は、公租公課、銀行借入金、未払金、買掛金、その他の債務に区分して記入します。
なお、「細目」欄は次の事項を記入します。
(公租公課)
所得税及び復興特別所得税、市町村民税、固定資産税などの税目とその年度
(銀行借入金)
当座借越、証書借入れ、手形借入れ
(未払金)
未払金の発生原因
(買掛金)
記入の必要はありません。
(その他)
債務の内容

公租公課については、税務署名や市町村名などを「氏名又は名称」欄に記入し、「住所又は所在地」欄の記入は省略しても差し支えありません。

各相続人が相続分に応じてそれぞれ負担するとした場合に計算される各相続人の金額を記入します。

純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額
出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産
特定の公益法人などに寄附した相続財産・
特定公益信託のために支出した相続財産

の明細書

被相続人	国税 太郎
------	-------

第14表（平成27年分以降用）

1 純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額及び特定贈与財産価額の明細									
この表は、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人（注）が、その相続開始前3年以内に被相続人から暦年課税に係る贈与によって取得した財産がある場合に記入します。									
（注）被相続人から租税特別措置法第70条の2の3（直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）第10項第2号に規定する管理残額以外の財産を取得しなかった人は除きます（相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得している人を除く。）。									
番号	贈与を受けた人の氏名	贈与年月日	相続開始前3年以内に暦年課税に係る贈与を受けた財産の明細			② ①の価額のうち特定贈与財産の価額		③ 相続税の課税価格に加算される価額（①－②）	
			種類	細目	所在場所等	数量	①価額		
1	国税 花子	29・1・10	土地	宅地	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	50.00㎡	19,500,000円	19,500,000円	
2	〃	27・6・3	現金 預貯金	現金	〃		1,000,000		1,000,000
3	税務 幸子	26・10・2	〃	〃	〃		2,000,000		2,000,000
4		・ ・							
贈与を受けた人ごとの③欄の合計額		氏名	(各人の合計)		国税 花子	税務 幸子			
		④金額	3,000,000円		1,000,000円	2,000,000円			
上記「②」欄において、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した居住用不動産や金銭の全部又は一部を特定贈与財産としている場合には、次の事項について、「(受贈配偶者)」及び「(受贈財産の番号)」の欄に所定の記入をすることにより確認します。									
(受贈配偶者) 私 国税 花子 は、相続開始の年に被相続人から贈与によって取得した上記 1 の特定贈与財産の価額については贈与税の課税価格に算入します。 なお、私は、相続開始の年の前年以前に被相続人からの贈与について相続税法第21条の6第1項の規定の適用を受けていません。									
(受贈財産の番号)									
この欄の適用を受けた被相続人の配偶者は、贈与税の申告が必要です。									
(注) ④欄の金額を第1表のその人の「純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額⑤」欄及び第15表の⑤欄にそれぞれ転記します。									

2 出資持分の定めのない法人などに遺贈した財産の明細					
この表は、被相続人が人格のない社団又は財団や学校法人、社会福祉法人、宗教法人などの出資持分の定めのない法人に遺贈した財産のうち、相続税がかからないものの明細を記入します。					
種類	細目	所在場所等	数量	価額	出資持分の定めのない法人などの所在地、名称
				円	
合 計					

3 特定の公益法人などに寄附した相続財産又は特定公益信託のために支出した相続財産の明細						
私は、下記に掲げる相続財産を、相続税の申告期限までに、						
(1) 国、地方公共団体又は租税特別措置法施行令第40条の3に規定する法人に対して寄附（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第161号）附則第57条第1項の規定により、なおその効力を有することとされる旧租税特別措置法施行令第40条の3第1項第2号及び第3号に規定する法人に対する寄附を含みます。）をしましたので、租税特別措置法第70条第1項の規定の適用を受けます。						
(2) 租税特別措置法施行令第40条の4第3項の要件に該当する特定公益信託の信託財産とするために支出しましたので、租税特別措置法第70条第3項の規定の適用を受けます。						
(3) 特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人に対して寄附（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年6月22日法律第70号）附則第10条第4項に規定する旧認定特定非営利活動法人に対し、その法人が行う特定非営利活動促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附を含みます。）をしましたので、租税特別措置法第70条第10項の規定の適用を受けます。						
寄附(支出)年月日	種類	細目	所在場所等	数量	価額	公益法人等の所在地・名称(公益信託の受託者及び名称)
29・10・3	現金 預貯金	現金	春日部市〇〇〇3丁目5番16号		2,000,000円	日本赤十字社
・ ・						国税 花子
合 計					2,000,000	
(注) この特例の適用を受ける場合には、期限内申告書に一定の受領書、証明書類等の添付が必要です。						

第14表(平29.7)

適用を受ける特例に係る番号（(1)～(3)）を○で囲んでください。

この欄に記載した財産は、第11表には記載しません。

相続財産の種類別価額表（この表は、第11表から第14表までの記載に基づいて記入します。）

F D 3 5 3 5

第15表（平成26年分以降用）

①～⑥、⑨～
㉔の各欄は、
第11表の価
額を記入し
ます。

第12表の価額
を記入します。

代償財産がある場合のその
価額は、各人ご
とに、本来取得
したその他財
産と区分して
㉔欄に、2段書
きください。

第11の2表の
⑦欄の金額を
記入します。

第13表の金額
を記入します。

第14表の④欄
の金額を記入
します。

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要はありません。

（単位は円）		各人の合計										被相続人		国税 太郎			
種類	細目	番号											（氏名）		国税 花子		
※	整理番号																
土地（土地の上に存する権利を含みます）	田	①															
	畑	②															
	宅地	③				1	2	9	6	8	1	0	0				
	山林	④							3	6	1	7	1	0			
	その他の土地	⑤															
	計	⑥				1	3	3	2	9	8	1	0				
⑥のうち 特別 農地等	通常価額	⑦															
	農業投資価格 による価額	⑧															
事業（農業） 用財産	家屋、構築物	⑨				2	4	2	7	5	9	5	0				
	機械、器具、農耕具、 その他の減価償却資産	⑩															
有価証券	商品、製品、半製品、 原材料、農産物等	⑪															
	売掛金	⑫															
その他財産	その他の財産	⑬															
	計	⑭															
特定同族 会社の株式 及び出資	配当還元方式 によったもの	⑮								5	0	0	0	0			
	その他の方式 によったもの	⑯							6	9	0	0	0	0	0		
⑯及び⑰以外の株式及び出資		⑰				3	1	0	8	5	0	0	0				
		⑱							6	5	9	0	7	0			
公債及び社債		⑲							6	9	0	2	7	0			
		⑳				1	1	3	6	2	8	4	0	0			
証券投資信託、貸付信託 の受益証券		㉑				9	9	4	6	3	3	4	3				
		㉒							2	5	0	0	0	0			
現金、預貯金等		㉓				6	0	3	9	7	6	0	8				
		㉔				3	0	0	0	0	0	0	0				
生命保険金等		㉕				2	5	7	8	0	5	0					
		㉖				3	2	2	5	0	7	0	0				
退職手当金等		㉗				1	2	5	2	2	6	3	5	8			
		㉘				4	9	8	3	9	2	1	5	1			
立木		㉙				2	4	6	2	6	0	3	5				
		㉚				2	2	9	2	0	2	1	0	0			
その他の財産		㉛															
		㉜															
計		㉝				3	7	7	5	0	7	0	0				
		㉞				2	5	6	6	4	6	3	5	0			
合		㉟				1	8	1	9	7	7	0	5	0			
		㊱															
相続時精算課税適用財産の価額 （⑥+⑨+⑩+⑮+⑯+㉔）		㊲															
		㊳															
⑯のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㊴															
		㊵															
⑰のうち株式等納税猶予対象 の株式等の価額の80%の額		㊶															
		㊷															
債権		㊸				2	4	0	5	6	3	4	0				
		㊹				3	3	5	9	6	0	0					
債務		㊺															
		㊻															
等		㊼				2	7	4	1	5	9	4	0				
		㊽				4	9	5	6	0	2	2	4	6			
差引純資産価額（㉔+㉔-㉔） （赤字のときは0）		㊾				3	0	0	0	0	0	0					
		㊿				4	9	8	6	0	0	0	0				
純資産価額に算入される 暦年課税分の贈与財産価額		㊿															
		㊿															
課税価格（㉔+㉔） （1,000円未満切捨て）		㊿															
		㊿															

※税務署整理欄 申告区分 年分 名簿番号 申告年月日 グループ番号

第15表（平29.7）

（資4-20-16-1-A4統一）

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※ ②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿を記入する必要があります。

(単位は円)		被相続人	国税 太郎
種類	目	(氏名)	税務 幸子
※	整理番号		
土地(土地の上に存する権利を含みます)	田	①	
	畑	②	
	宅地	③	6435000
	山林	④	3617100
	その他の土地	⑤	
	計	⑥	10052100
⑥のうち特例農地等	通常価額	⑦	
	農業投資価格による価額	⑧	
事業(農業)	家屋、構築物	⑨	12044900
	機械、器具、農具、その他の減価償却資産	⑩	
	商品、製品、半製品、原材料、農産物等	⑪	
	売掛金	⑫	
用財産	その他の財産	⑬	
	計	⑭	
有価証券	特定同族会社の株式及び出資	⑮	
	配当還元方式によつたものその他の方式によつたもの	⑯	
証	⑮及び⑯以外の株式及び出資	⑰	9155000
	公債及び社債	⑱	6590700
券	証券投資信託、貸付信託の受益証券	⑲	1662000
	計	⑳	22352700
現金、預貯金等		㉑	31084132
家庭用財産		㉒	
その他の財産	生命保険金等	㉓	24646951
	退職手当金等	㉔	
	立木	㉕	2578050
	その他の	㉖	24500000
計		㉗	62828707
合 計 (⑥+⑨+⑭+⑰+⑲+㉑+㉗)		㉘	129067118
相続時精算課税適用財産の価額		㉙	24626035
不動産等の価額 (⑥+⑨+⑭+⑰+⑲+㉑)		㉚	12630150
⑥のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉛	
⑦のうち株式等納税猶予対象の株式等の価額の80%の額		㉜	
債務		㉝	24056340
葬式費用等		㉞	
合 計 (㉝ + ㉞)		㉟	24056340
差引純資産価額 (㉚+㉞-㉟) (赤字のときは0)		㊱	129636813
純資産価額に加算される暦年課税分の贈与財産価額		㊲	
課税価格 (㊱+㊲) (1,000円未満切捨て)		㊳	129636000

第15表(続) (平成26年分以降用)

相続税の延納申請を行う場合に、納付すべき相続税額のうち非上場株式等についての納税猶予及び免除の特例の適用を受ける税額があるときに記入します。当該納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例(相続)非上場株式等のうち「特定同族会社の株式又は出資」に該当するものは15表の⑰欄に、該当しないものは⑱欄に、それぞれの特例(相続)非上場株式等の価額の80%の額(※)を記入します。

なお、特例(相続)非上場株式等に係る会社又は当該会社の特別関係会社であつて当該会社との間に支配関係がある法人が、外国会社等(租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項又は第12項(同令第40条の8の3第4項又は第8項の規定により準用する場合を含みます。))に該当するものに限り、)の株式を保有する場合には、記入しないでください。

また、医療法人持分納税猶予又は医療法人持分税額控除対象の医療法人の持分の価額については、記入しないでください。

※ 相続税申告書第8の2表の付表1から3までの「2 特例(相続)非上場株式等の明細」のA欄の価額の80%(1円未満の端数は切上げます。)の額を、「特定同族会社の株式又は出資」の該当・非該当ごとに合計した金額です。

この表は、還付される税額のある相続時精算課税適用者がいる場合に、
還付される税額の受取場所を記入します。

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、

② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は、郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに利用される郵便局名等を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ				銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所		
氏名		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号						
		その他 ()										
		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7～13桁)					郵便局名等					

申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領

種 類	細 目	利 用 区 分 ・ 銘 柄 等
土 地 (土地の上に存する権利を含みます。)	田	自用地、貸付地、賃借権（耕作権）、永小作権の別
	畑	
	宅 地	自用地（事業用、居住用、その他）、貸宅地、貸家建付地、借地権（事業用、居住用、その他）などの別
	山 林	普通山林、保安林の別（これらの山林の地上権又は賃借権であるときは、その旨）
	そ の 他 の 土 地	原野、牧場、池沼、鉱泉地、雑種地の別（これらの土地の地上権、賃借権、温泉権又は引湯権であるときは、その旨）
家 屋	家 屋 （ 構 造 ・ 用 途 ） 、 構 築 物	家屋については自用家屋、貸家の別、構築物については駐車場、養魚池、広告塔などの別
事業（農業） 用財産	機 械 、 器 具 、 農 機 具 、 そ の 他 の 減 価 償 却 資 産	機械、器具、農機具、自動車、船舶などについてはその名称と年式、牛馬等についてはその用途と年齢、果樹についてはその樹種と樹齢、営業権についてはその事業の種目と商号など
	商 品 、 製 品 、 半 製 品 、 原 材 料 、 農 産 物 等	商品、製品、半製品、原材料、農産物等の別に、その合計額を「価額」欄に記入し、それらの明細は、適宜の用紙に記載して添付してください。
	売 掛 金	
	そ の 他 の 財 産	電話加入権、受取手形、その他その財産の名称。なお、電話加入権については、その加入局と電話番号
有 価 証 券	特定同族会社 の株式、出資	そ の 銘 柄 ※「特定同族会社」については、下の（注）を参照してください。
	上 記 以 外 の 株 式 、 出 資	
	公 債 、 社 債	
	証 券 投 資 信 託 、 貸 付 信 託 の 受 益 証 券	
現 金 、 預 貯 金 等		現金、普通預金、当座預金、定期預金、通常貯金、定額貯金、定期積金、金銭信託などの別
家 庭 用 財 産		その名称と銘柄
その他の財産 (利 益)	生 命 保 険 金 等	
	退 職 手 当 金 等	
	立 木	その樹種と樹齢（保安林であるときは、その旨）
	そ の 他	1 事業に関係のない自動車、特許権、著作権、電話加入権、貸付金、未収配当金、未収家賃、書画・骨とうなどの別 2 自動車についてはその名称と年式、電話加入権についてはその加入局と電話番号、書画・骨とうなどについてはその名称と作者名など 3 相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産（生命保険金等及び退職手当金等を除きます。）については、その財産（利益）の内容

（注） 特定同族会社とは、相続や遺贈によって財産を取得した人及びその親族その他の特別関係者（相続税法施行令第31条第1項に掲げる者をいいます。）の有する株式の数又は出資の金額が、その会社の発行済株式の総数又は出資の総額の50%超を占めている非上場会社をいいます。

(参考) 相続税の申告の際に提出していただく主な書類

- 1 相続税の申告書に記載されたマイナンバー（個人番号）について、税務署で本人確認（①番号確認及び②身元確認）を行うため、次の本人確認書類の写しを添付していただく必要があります。

なお、各相続人等のうち税務署の窓口で相続税の申告書を提出する方は、ご自身の本人確認書類の写しの添付に代えて、本人確認書類を提示していただいても構いません。

また、下記「2」書類と重複するものがある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

【本人確認書類】

①	番号確認書類（マイナンバー（12桁）を確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ・マイナンバーカード（個人番号カード）【裏面】 ^(注1) の写し ・通知カードの写し ・住民票の写し（マイナンバーの記載があるものに限り。）
②	身元確認書類（記載されたマイナンバーの持ち主であることを確認できる書類）として次に掲げるいずれかの書類 ^(注2) ・マイナンバーカード（個人番号カード）【表面】 ^(注1) の写し ・運転免許証の写し ・身体障害者手帳の写し ・パスポートの写し ・在留カードの写し ・公的医療保険の被保険者証の写し

- (注) 1 マイナンバーカードの表面で身元確認、裏面で番号確認を行いますので、本人確認書類として写しを添付いただく場合は、表面と裏面の両面の写しが必要となります。
2 上記以外の書類により身元確認が可能な場合もありますので、詳しくは税務署にお尋ねください。

- 2 相続税の申告書に添付して提出していただく主な書類は次のとおりです。詳しくは税務署にお尋ねください。

なお、重複する書類がある場合には、重ねて提出していただく必要はありません。

(1) 一般の場合（(2)～(10)の特例等の適用を受けない場合）

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し ^(注1)
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの） ^(注1)
④	相続時精算課税適用者がいる場合には、次の書類 ・被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ・相続時精算課税適用者の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ^(注2)

- (注) 1 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。
2 相続時精算課税適用者が平成27年1月1日において20歳未満の者である場合には、提出不要です。

(2) 配偶者の税額軽減（10 ページ参照）の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	申告期限後3年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）

(3) 小規模宅地等の特例（15 ページ参照）の適用を受ける場合^(注1)

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）		
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し		
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）		
④	申告期限後 3 年以内の分割見込書（申告期限内に分割ができない場合に提出してください。）		
⑤	特定居住用宅地等 ^{（注2）} に該当する宅地等	1	特例の適用を受ける宅地等を自己の居住の用に供していることを明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。）
		2	被相続人の親族で、相続開始前 3 年以内に自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないことなど一定の要件を満たす人が、被相続人の居住の用に供されていた宅地等について特例の適用を受ける場合（17ページの[特定居住用宅地等の要件]①の 3 の親族が特例の適用を受ける場合）
			イ 相続開始前 3 年以内における住所又は居所を明らかにする書類（特例の適用を受ける人がマイナンバー（個人番号）を有する場合には提出不要です。） ロ 相続開始前 3 年以内に居住していた家屋が、自己又は自己の配偶者の所有する家屋以外の家屋である旨を証する書類
		3	被相続人が養護老人ホームに入所していたことなど一定の事由により相続開始の直前において被相続人の居住の用に供されていなかった宅地等について特例の適用を受ける場合（15ページの（注） 3 に該当する場合） イ 被相続人の戸籍の附票の写し（相続開始の日以後に作成されたもの） ロ 介護保険の被保険者証の写しや障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第22条第 8 項に規定する障害者福祉サービス受給者証の写しなど、被相続人が介護保険法第19条第 1 項に規定する要介護認定、同条第 2 項に規定する要支援認定を受けていたこと若しくは介護保険法施行規則第140条の62の 4 第 2 号に該当していたこと又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第21条第 1 項に規定する障害支援区分の認定を受けていたことを明らかにする書類

	(前ページからの 続き)	ハ 施設への入所時における契約書の写しなど、被相続人が相続開始の直前において入居又は入所していた住居又は施設の名称及び所在地並びにその住居又は施設が次のいずれに該当するかを明らかにする書類 (イ) 老人福祉法第5条の2第6項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業が行われる住居、同法第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の5に規定する特別養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム又は同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム (ロ) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設 (ハ) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅((イ)の有料老人ホームを除きます。) (ニ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設(同条第10項に規定する施設入所支援が行われるものに限り。又は同条第15項に規定する共同生活援助を行う住居
⑥	特定事業用宅地等に 該当する宅地等	一定の郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等の場合には、総務大臣が交付した証明書
⑦	特定同族会社事業用 宅地等に該当する 宅地等	イ 特例の対象となる法人の定款(相続開始の時に効力を有するものに限り。の)の写し ロ 特例の対象となる法人の相続開始の直前における発行済株式の総数又は出資の総額及び被相続人及び被相続人の親族その他被相続人と特別の関係がある者が有するその法人の株式の総数又は出資の総額を記載した書類(特例の対象となる法人が証明したものに限り。)

- (注) 1 小規模宅地等の特例の適用を受ける場合には、①～④に掲げる書類を提出するとともに、この特例の適用を受ける宅地等の区分(⑤～⑦)に応じ、それぞれ⑤～⑦に掲げる書類を提出してください。
- 2 ⑤の宅地等について特例の適用を受ける場合には、⑤の1に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出(被相続人の配偶者が特例の適用を受ける場合は提出不要です。)するとともに、⑤の2又は3の場合に該当するときには、それぞれ⑤の2又は3に掲げる書類で、特例の適用を受ける人に係るものを提出してください。

(4) 特定計画山林の特例(19 ページ参照)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	申告期限後3年以内の分割見込書(申告期限内に分割ができない場合に提出してください。)
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類

(5) 特定受贈同族会社株式等に係る特定事業用資産の特例(20 ページ参照)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	その他特例の適用要件を確認する書類

(6) 農地等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(21 ページ参照)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書(遺産分割協議書に押印したもの)
④	相続税の納税猶予に関する適格者証明書
⑤	農地等のうちに平成3年1月1日において首都圏、近畿圏及び中部圏の特定市(東京都の特別区を含みます。)の区域内に所在する農地又は採草放牧地がある場合には、その農地又は採草放牧地が都市営農農地等である旨又は市街化区域以外の区域に所在するものである旨の市長(区長)の証明書
⑥	準農地について特例の適用を受ける場合には、その土地が準農地に該当する旨の市長村長の証明書
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの(担保が特例農地等の場合) ・登記事項証明書(登記簿謄本) ・固定資産評価証明書など特例農地等の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類(抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書)を提出する旨の申出書

- (注) 特定貸付けを行っている農地又は採草放牧地について、農地等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、「特定貸付けに関する届出書」及びその添付書類を相続税の申告書に添付して提出します。
- ※ 特定貸付けを行った日の翌日から2か月を経過する日が相続税の申告書の提出期限後となる場合で、申告書に届出書を添付して提出ができないときには、申告書に「農業相続人が特定貸付けを行った特定貸付農地等に関する明細書」を添付して提出し、届出書は特定貸付けを行った日から2か月以内に提出します。

(7) 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例(25 ページ参照)の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本(相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの)
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し

③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第7条第4項の経済産業大臣又は都道府県知事の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例非上場株式等の場合） (1) 株式の場合 イ 株券発行会社の場合 ・供託書正本（株券を法務局（供託所）に供託する必要があります。） ロ 株券不発行会社の場合 ・相続人等が所有する非上場株式についての質権設定の承諾書 ・印鑑証明書（質権設定の承諾書に押印したもの） ※ 質権設定後に、会社法第149条第1項の書面を提出する必要があります。 (2) 出資の持分の場合 ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例非上場株式等に係る会社が自社の持分に質権を設定されることについて承諾したことを証する書類（非上場株式等についての相続税の納税猶予の適用を受ける経営承継相続人等が持分の全部を担保提供する場限ります。）

(注) 詳しくは「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート」(89、90 ページ)をご覧ください。

(8) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例（30 ページ参照）の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条第3項の経済産業大臣又は都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し
⑤	会社の定款の写し
⑥	その他特例の適用要件を確認する書類
⑦	担保提供書及び担保関係書類 (7)⑦に同じ

(注) 1 詳しくは「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート」(91、92 ページ)をご覧ください。
 2 ②及び③の書類については、提出をお願いしている書類です。

(9) 山林についての相続税の納税猶予及び免除の特例（35 ページ参照）の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	特例の適用要件に該当することについての市町村長の証明書及び農林水産大臣の証明書並びに農林水産大臣の確認書
⑤	市町村長等の認定を受けた森林経営計画書の写し及びその森林経営計画の市町村長等の認定に係る通知の写し
⑥	森林法第17条第2項の届出書の写し
⑦	その他特例の適用要件を確認する書類
⑧	担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例山林の場合） ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書など特例山林の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の届出書

(10) 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除・税額控除の特例（39 ページ参照）の適用を受ける場合

①	被相続人の全ての相続人を明らかにする戸籍の謄本（相続開始の日から10日を経過した日以後に作成されたもの）
②	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し
③	相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）
④	認定医療法人の定款の写し（厚生労働大臣の認定を受けたことを証する書類）
⑤	認定医療法人の認定移行計画の写し
⑥	相続開始の直前及び相続開始の時における認定医療法人の出資者名簿の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合	
⑦	認定医療法人の持分の放棄をする際に認定医療法人に提出した厚生労働大臣が定める「出資持分の放棄申出書」（認定医療法人が受理した年月日の記載があるものに限ります。）の写し
医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合	
⑧	相続人等による認定医療法人の持分の放棄の直前及びその放棄の時におけるその認定医療法人の出資者名簿の写し

⑨	医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合（認定医療法人が基金拋出型医療法人への移行をする場合において、持分の一部を放棄し、その残余の部分を基金として拋出したときに限ります。）
	基金拋出型医療法人の定款（認定医療法人から基金拋出型医療法人への移行のための医療法第54条の9第3項の規定による都道府県知事の認可を受けたものに限ります。）の写し
⑩	その他特例の適用要件を確認する書類
⑪	医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合 担保提供書及び担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が特例の適用に係る認定医療法人の持分の場合） ・質権設定の承諾書 ・印鑑証明書 ・特例の適用に係る認定医療法人が、相続人等が有する持分に質権を設定されることについて承諾した旨が記載された公正証書など、租税特別措置法施行規則第23条の12の4第1項第3号に規定する書類

（注） 医療法人の持分についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合には、①～⑥及び⑪に掲げる書類を、医療法人の持分についての相続税の税額控除の特例の適用を受ける場合には、①～⑨に掲げる書類（⑨については、一定の場合に限ります。）を提出してください。

3 相続税の納付について延納申請又は物納申請を行う場合に提出していただく主な書類は次のとおりです。

(1) 延納申請（49 ページ参照）を行う場合

①	・延納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・担保目録及び担保提供書 ・不動産等の財産の明細書
②	担保関係書類 ※担保関係書類の主なもの（担保が土地の場合） ・登記事項証明書（登記簿謄本） ・固定資産評価証明書など土地の評価の明細 ・抵当権設定に必要な書類（抵当権設定登記承諾書、印鑑証明書）を提出する旨の申出書

（注） 詳しくは「相続税・贈与税の延納の手引」をご覧ください。

(2) 物納申請（50 ページ参照）を行う場合

①	・物納申請書 ・金銭納付を困難とする理由書 ・物納財産目録
②	・物納手続関係書類（登記事項証明書（登記簿謄本）、公図、所在図その他必要な書類）

（注） 詳しくは「相続税の物納の手引」をご覧ください。

(参考) 遺産分割協議書の記載例

遺産分割協議書の書式は特に定まっているわけではありませんが、参考のために一つの記載例を示せば、次のとおりです。

- (注) 1 相続人のうちに未成年者がいる場合には、遺産の分割協議に当たって、家庭裁判所においてその未成年者の特別代理人の選任を受けなければならない場合があります。
- 2 遺産分割協議書に押印する印は、その人の住所地の市区町村長の印鑑証明を受けた印を使用してください。

遺産分割協議書

被相続人朝日太郎（平成二十九年一月二十三日死亡、住所 武蔵野市南北町四丁目八番地）の遺産については、同一人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一 相続人朝日花子が取得する財産

- (1) 武蔵野市南北町四丁目八番地 宅地 参百貳拾八平方メートル
- (2) 右同所同番地 家屋番号八番 木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル 右居宅内にある家財一式
- (3) ○○電力株式会社の株式 壹千株
- (4) 株式会社○○製作所の株式 壹千五百株
- (5) ……
- (6) ……

二 相続人朝日一郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株
- (2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 八百万円
- (3) ……

三 相続人朝日次郎が取得する財産

- (1) 株式会社朝日商店の株式 四万株
- (2) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金 壹口 参百五拾万円
- (3) 洋画○○作「風景」ほか四点
- (4) ……

四 相続人夏野春子が取得する財産

- (1) 国分寺市東西町五丁目六番地 宅地 八拾九平方メートル
- (2) ○○社債 券面額 六百万円
- (3) 現金 七拾万円
- (4) ……

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

- ○銀行 ○ ○支店からの借入金
- 右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成二十九年五月六日

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日花子 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日一郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝日次郎

三鷹市上下式丁目五番地

朝日次郎の特別代理人 山野太郎 印

国分寺市東西町五丁目六番地

相続人 夏野春子 印

（平成29年分用） 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（1面）

（はじめにお読みください。）

- このチェックシートは、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の2）の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類を確認する際に使用してください。
- 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- このチェックシートは、申告書の作成に際して、特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 被相続人からの贈与により非上場株式等を取得している場合において当該贈与の日の属する年に当該被相続人の相続が開始したことによりこの特例の適用を受ける場合には、このチェックシートは使用できません。詳しくは税務署にお尋ねください。
- 「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」（租税特別措置法第70条の7の4）の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、91、92ページの「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート」を使用してください。
- 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合には、2面の要件も確認してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

項目	確認内容（適用要件）	確認結果		確認の基となる資料
被相続人	相続開始前のいずれかの日 ○ 会社の代表権（制限が加えられたものを除きます。以下同じです。）を有していたことがありますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の直前（注1） ① 被相続人及び被相続人と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3） ② 被相続人が被相続人及び被相続人と特別の関係がある者（後継者を除きます。）の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい はい	いいえ いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
後継者（相続人等）	相続開始の直前 ○ 会社の役員ですか（被相続人が60歳未満で死亡した場合を除きます。）。（注4）	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の日の翌日から5か月を経過する日 ○ 会社の代表権を有していますか。	はい	いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど
	相続開始の時 ① 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。（注2）・（注3） ② 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。（注2）・（注3）	はい はい	いいえ いいえ	○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
	相続開始の時から申告期限まで ○ 特例非上場株式等の全てを保有していますか。（注5）	はい	いいえ	○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など
会社	相続開始の時 ① 経済産業大臣又は都道府県知事の円滑化法の認定を受けていますか。（注6） ② 中小企業者ですか。 ③ 非上場会社ですか。 ④ 風俗営業会社には該当していませんか。 ⑤ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。また、特定特別関係会社は中小企業者であり、かつ、非上場会社ですか。（注7） ⑥ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。（注8）・（注9） ⑦ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。（注10）・（注11） ⑧ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。（注12） ⑨ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者のみが保有していますか。 ⑩ 現物出資等資産の割合は70%未満ですか。	はい はい はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 認定書の写し ○ 従業員数証明書 ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 相続税の申告書第8の2表の付表1など

※ 2面の注書を参照願います。

相続人等（特例適用者）

住 所

氏 名

電話 ()

関 与 税 理 士	所 在 地			
	氏 名		電 話	

（平成29年分用） 非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート（2面）

- (注) 1 被相続人が相続開始の直前において代表権を有していない場合には、代表権を有していた期間のいずれかの日についても判定が必要となります。
- 2 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 3 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等が有する株式等の議決権数を含みます。
- 4 災害等（租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。以下11において同じです。）が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第31項第1号、第2号又は第4号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、この要件が除かれます。
- 5 特例非上場株式等とは、租税特別措置法第70条の7の2第1項に規定する株式等をいいます。
- 6 円滑化法とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律をいいます。
- 7 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 8 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 9 会社又は会社との間に支配関係（会社が他の法人の発行済株式等（他の法人が有する自己の株式等を除きます。）の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。）がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限り、ます。
- 10 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 11 災害等が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に相続等により取得をした特例非上場株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の2第35項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより、⑦の要件が除かれます。
- 12 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の直前及び相続開始の時における会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等（その会社が証明したものに限り、ます。）	☐
2	相続開始の時における会社の定款の写し（会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。）	☐
3	遺言書の写し又は遺産分割協議書の写し並びに相続人全員の印鑑証明書（遺産分割協議書に押印したもの）	☐
4	円滑化法施行規則第7条第4項の経済産業大臣又は都道府県知事の認定書の写し及び同条第3項の申請書の写し（租税特別措置法第70条の7の2第2項第3号イからホまでに掲げる要件の全てを満たす者が2人以上ある場合には、認定承継会社が定めた1人の者の記載があるものに限り、ます。）	☐
5	会社が租税特別措置法第70条の7の2第2項第5号イに規定する外国会社又は租税特別措置法施行令第40条の8の2第12項に規定する法人の株式等を有する場合には、相続の開始の日の属する事業年度の直前の事業年度（資産保有型会社又は資産運用型会社に該当する場合は、相続開始の日の3年前の日の属する事業年度から相続開始の日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度）の貸借対照表及び損益計算書	☐

*上記（注）4又は11に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。

※ 被相続人から過去に贈与により取得した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等についてこの特例の適用を受ける場合に1面と併せて確認してください。

項目	確認内容（適用要件）	確認結果	確認の基となる資料
特定受贈同族会社株式等	① 平成22年3月31日までに後継者の納税地の所轄税務署長に、この特例の適用を受けようとする旨その他一定の事項を記載した届出書を提出していますか。 ② 後継者は、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていますか。 ③ 特例の適用を受けることを選択した特定受贈同族会社株式等又は特定同族株式等の全てを贈与の時から相続税の申告期限までの間保有していますか。	はい いいえ はい いいえ はい いいえ	○ 特定受贈同族会社株式等・特定同族株式等についての相続税の納税猶予の適用に関する届出書 ○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写しなど
特定同族株式等	○ 後継者が所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号）による改正前の租税特別措置法第70条の3の3第3項第4号に規定する確認日の翌日から2か月を経過する日までに、同条第1項に規定する確認書を後継者の納税地の所轄税務署長に提出していますか。	はい いいえ	○ 確認書の写し

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を上記に掲げる提出書類と併せて提出してください。

提出書類	チェック欄
後継者（相続人等）が、贈与の時から相続税の申告期限までの間のうち一定期間、役員等に就いていたことを明らかにする書類	☐

(注) 特定同族株式等の贈与者が死亡した場合には、上記の書類の提出は必要ありません。

(平成29年分用) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート(1面)

(はじめにお読みください。)

- 1 このチェックシートは、非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受けている人が、その特例に係る贈与者等の死亡により、その特例の適用に係る株式等について租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続又は遺贈により取得したものとみなされた場合において、「非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の4)の特例の適用を受けるための適用要件及び添付書類(2面)を確認する際に使用してください。
- 2 「確認結果」欄の左側のみに○がある場合には、原則としてこの特例の適用を受けることができます。
- 3 このチェックシートは、申告書の作成に際して特例の適用に係る会社ごとに適用要件等を確認の上、申告書に添付してご提出ください。
- 4 相続又は遺贈により取得した非上場株式等(租税特別措置法第70条の7の3の適用により相続又は遺贈により取得したとみなされた株式等を除きます。)について「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除」(租税特別措置法第70条の7の2)の特例の適用を受ける場合には、このチェックシートではなく、89、90ページの「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート」を使用してください。

特例の適用に係る会社の名称：

被相続人氏名：

項目	確認内容(適用要件)		確認結果		確認の基となる資料
後継者(相続人等)	相続開始の時	① 会社の代表権を有していますか。 ② 後継者及び後継者と特別の関係がある者がその会社の総議決権数の50%超の議決権数を保有していますか。(注1)・(注2) ③ 後継者が後継者及び後継者と特別の関係がある者の中で最も多くの議決権数を保有していますか。(注1)・(注2)	はい はい はい	いいえ いいえ いいえ	○ 登記事項証明書、定款の写しなど ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、戸籍の謄本又は抄本など
会社	相続開始の時	① 円滑化法施行規則第13条第1項の経済産業大臣又は都道府県知事の確認を受けていますか。(注3) ② 風俗営業会社には該当していませんか。 ③ 特定特別関係会社が風俗営業会社には該当していませんか。(注4) ④ 常時使用従業員の数は1名以上ですか。 なお、特例の適用に係る会社の特別関係会社が会社法第2条第2号に規定する外国会社に該当する場合には、常時使用従業員の数は5名以上ですか。(注5)・(注6) ⑤ 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当していませんか。(注7)・(注8) ⑥ 一定の事業年度の総収入金額は零を超えていますか。(注9) ⑦ 会社法第108条第1項第8号に規定する種類の株式を発行している場合は、後継者の方のみが保有していますか。 〔非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から同日以後5年を経過する日までの間に贈与者が死亡した場合には、次の⑧の要件についても確認してください。〕 ⑧ 非上場会社ですか。また、特定特別関係会社は、非上場会社ですか。(注4)	はい はい はい はい はい はい はい はい	いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ いいえ	○ 確認書の写し ○ 貸借対照表・損益計算書など ○ 損益計算書など ○ 株主名簿の写し、定款の写し、登記事項証明書など ○ 確認書の写し

- (注) 1 特別の関係がある者とは、租税特別措置法施行令第40条の8の3第7項の規定により準用する同令第40条の8の2第11項に定める特別の関係がある者をいいます。
- 2 「総議決権数」及び「議決権数」には、株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株式等の議決権数及び株主総会等において議決権を行使できる事項の一部について制限がある株主等有する株式等の議決権数を含みます。
- 3 円滑化法施行規則とは、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則をいいます。以下同じです。
- 4 特定特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の3第5項の規定により準用する同令第40条の8の2第9項に規定する会社をいいます。
- 5 特別関係会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の3第4項の規定により準用する同令第40条の8の2第8項に規定する会社をいいます。
- 6 会社又は会社との間に支配関係(会社が他の法人の発行済株式等(他の法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数等の100分の50を超える数等の株式等を直接又は間接に保有する関係として租税特別措置法施行令第40条の8第8項に定める関係をいいます。)がある法人がその外国会社の株式等を有する場合に限りです。
- 7 一定の資産保有型会社又は資産運用型会社とは、租税特別措置法施行令第40条の8の3第3項の規定により準用する同令第40条の8の2第7項に規定する会社をいいます。
- 8 災害等(租税特別措置法第70条の7の2第32項に規定する災害等をいいます。)が発生した日から同日以後1年を経過する日までの間に租税特別措置法第70条の7の3の規定により相続又は遺贈により取得をしたとみなされた株式等に係る会社が租税特別措置法第70条の7の4第18項各号に掲げる場合に該当するときには、相続税の申告書に一定の書類を添付等することにより⑤の要件が除かれます。
- 9 一定の事業年度の総収入金額とは、租税特別措置法施行令第40条の8の3第6項の規定により準用する同令第40条の8の2第10項第1号に規定する総収入金額をいいます。

相続人等(特例適用者)

住所
氏名
電話 ()

関与税理士	所在地			
	氏名		電話	

(平成29年分用) 非上場株式等の贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例のチェックシート(2面)

○ この特例の適用を受ける場合には、次に掲げる書類を提出してください。(注)担保提供書及び担保関係書類が別途必要となります。

	提出書類	チェック欄
1	会社の株主名簿の写しなど、相続開始の時ににおける会社の全ての株主又は社員の氏名等及び住所等並びにこれらの者が有する株式等に係る議決権の数が確認できる書類等(その会社が証明したものに限ります。)	☐
2	相続開始の時ににおける会社の定款の写し(会社法その他の法律の規定により定款の変更をしたものとみなされる事項がある場合には、当該事項を記載した書面を含みます。)	☐
3	円滑化法施行規則第13条第3項の経済産業大臣又は都道府県知事の確認書の写し及び同条第2項の申請書の写し	☐
4	被相続人の相続開始の日の翌日以後最初に到来する経営相続報告基準日の翌日から5か月(被相続人が租税特別措置法第70条の7第2項第6号に規定する経営贈与承継期間の末日以後に死亡した場合には3か月)を経過する日が相続税の申告期限までに到来する場合には、会社の経営に関する事項を記載した書類(該当あり ☐ 、該当なし ☐)	☐

※ チェックシート(1面)の(注)8に該当する場合の提出書類については、税務署にお尋ねください。